

環境社会配慮助言委員会

第22回 全体会合

日時 平成24年3月2日（金）15：30～18：26

場所 JICA本部 229テレビ会議室

（独）国際協力機構

午後3時30分開会

○河添 では時間になりました。あと作本先生がいらっしゃる予定ですが、ほとんど皆様
がそろわれましたので、ここから会を始めさせていただければと思います。

では、早速ですけれども、村山委員長のほうに進行をお渡しします。

○村山委員長 では、第22回の全体会合を始めさせていただきます。

最初が、案件概要説明ということで、バングラデシュの橋梁改修・建設事業のスコー
ピング案ということです。

では最初にご説明をお願いいたします。

○田中 経済基盤開発部運輸交通・情報通信第3課の田中と申します。本日はよろしくお
願いいたします。

表題のバングラデシュ人民共和国ダッカ・チッタゴン間国道1号線橋梁改修・建設事業
準備調査の概要につきまして、ご説明させていただきます。

お手元の資料の3ページ目をまずご覧ください。

まず、事業の背景についてですが、バングラデシュでは、1975年から30年間で貨物取
扱量が約8倍、旅客輸送量も約6.5倍に増加しておりまして、近年もGDP成長率と並びます
6～7%のペースでこれらが増加しております。主要な運輸交通モードといたしましては、
内陸水運、鉄道、道路がございますが、旅客・貨物双方におきまして、道路利用に対する
集中が進んでおります。従いまして、ダッカ首都圏と主要都市間を結ぶ基幹道路上の交通
容量、こちらは年々増加する交通量に、現在追いついていないという状況になっておりま
す。

次のページに移りまして、今回の調査対象の橋梁が位置していますダッカとバングラデ
シュ第2の都市でございますチッタゴン間を結ぶ国道1号線には、カチプール橋、及び日本
の無償資金協力によって建設されたメグナ橋、それからメグナ・グムティ橋の3橋が、こ
れまで両都市を結ぶ要としての役割を果たしてきておりました。しかしながら、いずれも
老朽化が進んでいることから、その改修及び耐震基準が改定されているんですが、それを
満たす耐震補強が現在必要になっているということでございます。

さらに、先ほど述べました交通量の増加に伴いまして、2008年以降、国道1号線の全区
間において4車線化が進められていることから、既存3橋それぞれに隣接する形で、第2橋
梁の建設が急務となっております。バングラデシュ政府は、貧困層に裨益する経済成長を
掲げておりまして、基礎インフラとしての道路交通整備を重視しており、日本政府も国別

援助計画の中で、民間セクター主導の経済成長を促進する上でも、特に運輸セクターへの支援を重点的に行うこととしています。これまでも日本の資金協力によって、河川で分断されたバングラデシュをつなぐ主要橋梁として、先ほど述べた2橋に加えまして、ジャムナ橋ですとかパドマ橋等、こちらはいずれも世銀、ADBとの協調融資でございますが、に対する支援が行われております。

次のページに移りまして、具体的な事業の目的でございますが、ダッカからチッタゴン間国道1号線上に位置する既設のカチプール橋、メグナ橋及びメグナ・グムティ橋の改修及び耐震補強、そしてそれぞれの既設橋に隣接する第2橋の新設を行うことによって、交通ネットワークの改善を通じた輸送力の増強、それから効率化を図りまして、バングラデシュ国経済全体の活性化に寄与しようとするものでございます。従いまして、プロジェクトサイトも、このページにございますとおり、この3橋周辺ということになります。

現地の状況でございますが、写真でもってご説明させていただきますと、まず一番西側に位置しますカチプール橋からでございますが、現状のかかっている橋、これに隣接する形で、最も技術的、それからなるべく環境社会上影響のない部分ということで、まだ場所までは確定しておりませんが、この周辺部分という現状を、今、写真でお示しさせていただいております。川岸には既設の家屋が両岸に存在するという状況となっております。

続きまして、中央に位置しますメグナ橋でございますが、こちらにはセメント工場などもあるということで、こちらを避けるような配慮を、必要であればしなければいけないということでございます。

それから、最後、一番東側にあるメグナ・グムティ橋ということで、メグナ川とグムティ橋のちょうど合流地点に位置する橋でございます。こちらに隣接する橋もあわせてつくるといふものでございます。

現地におきまして、今後、詳細に情報収集することとなりますが、現在のところ、非自発的住民移転の規模が約140世帯。1世帯当たり5人というふうに想定いたしますと、計700人程度ということが見込まれますところ、環境カテゴリーAに分類いたしまして、今回概要説明をさせていただいた次第です。こちらのほうがその概要でございます。140世帯の家屋ということでございます。

今後のスケジュールにつきましては、現在、3月上旬ということで、あと1ヵ月半程度でスコーピング案の助言をいただくワーキンググループの開催を予定しております。ドラフトファイナルレポートは8月に出てくるということで、ここでその対応というものを確定

させていただきたいという形になっております。

説明は以上でございます。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ご質問、あるいはコメントがありましたらお願いいたします。

満田委員、どうぞ。

○満田委員 このスケジュールのところで、一番下の行に、EIAに対する「バ」国政府承認というのがあるんですが、このEIAというのは、このF/Sとの関係はどういう関係になっているんでしょうか。

○田中 こちらのEIAに対する。

○満田委員 はい。

○田中 こちらでお示している環境社会配慮に関しまして、その部分につきまして、ステークホルダーとの協議を踏まえまして、助言委員会のコメントを受けまして、ドラフトファイナルレポート、こちらの助言を確定させてもらって、政府に提出すると。その後、環境社会配慮に対するそのアセス結果につきまして、実施機関が「バ」国政府におきまして、それで承認を得るということでございます。

○満田委員 つまりこの協力準備調査というのはJICAが実施するものですね。

○田中 はい。

○満田委員 EIAというのはバングラデシュ政府が作成するものですね。

○田中 はい。

○満田委員 ですから、今のご説明はちょっと何か解せない感じがするんですが。つまり、今EIAというのは、このF/Sというか、協力準備調査と同時並行的にやる予定になっているという理解なんでしょうか。

○田中 そうです。今回、EIAはもちろん先方政府側が作成するものでございますが、それに対してこの調査で一応支援をすると。それに対してバングラデシュ政府の最終的に、これはバングラデシュ政府の承認というか、正確に言えば確かにバングラデシュ政府が作成するものということかと思いますが、そこに可能な限りというか、私どもの意見ということも、ガイドラインに従ったものをきちんと反映させていくということでございます。

○満田委員 この協力準備調査において、環境影響調査的なものが含まれているわけですね、きっと。それを調査実施後に活用する形で、バングラ側の実施機関がEIAとして出すという、そういう理解なんでしょうか。

○田中 はい、おっしゃるとおりです。

○満田委員 つまり、このスケジュールですと、あたかもこの協力準備調査がイコールEIAというふうに読めるんですが。つまり、バングラデシュ側でこの協力準備調査を活用して、検討して、EIAを作成する時間的な余裕というのは、このスケジュールからは全然読み取れないという気がするんですが、それはどういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

○田中 私どもとして、私どもというか、今回の調査の中で一応支援をするということで、案のようなものをつくるというイメージでございます。そういう意味では同時並行的ということでございます。

○村山委員長 他にいかがでしょうか。松本委員。

○松本委員 これは上位計画はどういうふうになって、存在しているかどうか、いないかということと、それに加えて知りたいのは、改修ではなくて、位置をずらして新しく建設するということは、どういうプロセスの中でそういうふうに決まったのかを教えてくださいんですが。

○田中 上位計画につきましては、こちらのスライドのほうにも……

○松本委員 道路マスタープランですか。

○田中 マスタープラン的なものとしたしましては道路のマスタープランがでございます。2009年に、先ほどのPRSPの中で、貧困に裨益する経済成長を目指すということで、その中で基礎的なインフラが重要であると。従いまして、道路マスタープランというのを2009年に作成いたしまして、今後20年間の交通需要の伸びに対応していくということで計画されてございます。そのもとで、この1号線につきましては、2008年から4車線化、これが進められておりまして、この橋の部分を除く部分につきましては、既にもう4車線化が完了しているという状況でございます。しかしながら、この橋の部分が2車線区間であるがゆえに、ここが非常に交通渋滞の原因になっているということでございます。

○松本委員 それで、この同じ場所にその車線を増やして橋をつくるという理解でいいんですか。さっきの話だと、橋を別の場所に少しずらして作りそうなおっしゃり方だったんですが。

○田中 申しわけございません。既存の橋を改修して、それをそのまま生かす形で、そしてその横にもう1本、橋をつくると。最終的には、ですから、今この橋は2車線で、片側1車線ずつになっているのを、片側だけ片道一方通行にしまして、そして新しい橋で2車線

を走らせると、そういう意味でございます。すみません、説明が足りませんでした。

○村山委員長 よろしいですか。

他、いかがでしょうか。

事業のイメージをもう少し明確にしたいんですけれども、今、松本委員からのお話にもあったように、今ある橋を改修して、さらにその隣あたりに加えて建設する。カテゴリー分類がAになる理由として、大規模な住民移転が発生するだろうということですが、今想定されている140世帯というのは、非正規の住民がほとんどでしょうか。それとも正規住民でしょうか。

○田中 現在、バングラディッシュ政府が想定しております、サイトというのがあるんですけれども、そこはすべて政府の所有地に既になっております。従いまして、非正規の住民ということで伺っております。

○村山委員長 政府の所有地というのは、多分、この最初の今ある橋をつくるときに住民移転があって、そのあたりは整理されたけれども、そこにまた非正規の方々が住んでおられる。そういうイメージですか。

○田中 そうなります、はい。そういうことです。

○村山委員長 それから、この3つの橋はいつごろ建設されたのかということと、JICAがかかわっておられたのかどうか。

○田中 一番左側のカチプール橋というのは、1970年に完成しております。こちらはJICAは関与してございません。その真ん中、メグナ橋、それからメグナ・グムティ橋、こちらがJICAというか、日本政府の無償資金協力によって建設されたものでございまして、メグナ・グムティ橋は1995年に完成をしています。メグナ橋は94年でございます。

○村山委員長 はい、わかりました。少し前ですけれども、当時のEIAに相当するようなものもあるわけですか。当時はないでしょうか。

○田中 当時はございません。

○村山委員長 わかりました。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

○田中副委員長 この道路の名前がダッカ・チッタゴンハイウェイというんですか。この系統に橋がかかっているわけですね。これは今、現況は車線数はどんな状況になっていますか。

○田中 国道1号線でございますが、もともと2車線であったものが、今、この橋の部分を

除いてはすべて4車線になっているというものでございます。

- 田中副委員長　すると、橋をかけることで、4車線、4車線になるということですか。
- 田中　いえ、片側2車線ずつになるということ、計4車線になるということです。
- 村山委員長　他、よろしいでしょうか。

それでは、これについてはこのあたりで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

では、次の議題に移らせていただきます。今の案件を含めて、今後のワーキングのスケジュール確認ということになります。説明をお願いできますか。

○河添　今のバングラデシュのダッカ・チッタゴンの案件の協議が16日ということで、今、そのワーキンググループにおいては岡山先生、鋤柄先生と長谷川先生と石田先生という割り当てになっております。ここで確認させていただきたいのが、皆様、いらっしゃる方のご都合と、あと他の委員の方でこの会合にご参加される方ですけれども、いかがでしょうか。長谷川先生はご都合よろしいですか。

- 長谷川副委員長　大丈夫だと思います。
- 河添　あとの3名の方については当方が確認をしておきます。

今、いらっしゃる方の中で、都合がもしつかない方がいらっしゃったら、若干名になってしまう可能性もあるので、もしよろしければ。原嶋先生。

- 原嶋委員　はい。
- 河添

わかりました。ありがとうございます。16日はそのように。

4月6日ですけれども、ワーキンググループ、ボホールの空港建設のドラフトファイナルレポートの協議ですね。これは多数いらっしゃいますね。田中先生、二宮先生、松下先生、米田先生、石田先生、谷本先生、日比先生と。これはこのように行わせていただきます。6日の2時予定の予定ですが、がこれは大丈夫ですか。わかりました。

あと、その次ですけれども、4月9日の全体会合です。場所は研究所の大会議室のほうで行わせていただきます。時間は3時半から6時半ということでお願いいたします。

- 長谷川副委員長　もう少し早めにとすることは無理ですか。移動上、30分でも繰り上がっていると楽なんですけども。
- 河添　これは村山先生のご都合もあるのですが。
- 長谷川副委員長　じゃ、結構です。

○河添 申しわけないです。では3時半から行わせていただくということでお願いします。途中ご退席でも結構でございます。ご出席いただければと思います。

あと4月20日、カンボジア国道5号線、これもドラフトファイナルレポートの協議でございます。今、現在は5人の先生にお願いしているところであります。佐藤先生、武貞先生、谷本先生、松下先生、石田先生。佐藤先生、丸で大丈夫ですか。ありがとうございます。あと、他の皆様でご都合が悪くなった方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。よろしくお願いします。

あと、念のため、5月の予定も立てております。第24回の全体会合は、今度は5月11日ということで、229の会議室です。これ2時半で、村山先生、2時半で大丈夫ですか。

○村山委員長 はい。

○河添 わかりました。では、この時間をお願いいたします。他の委員の方も大丈夫ですか。よろしくお願いします。

あと、5月のワーキンググループで皆様のご都合を今お伺いできるところにおいてはお伺いしておきたいのですけれども、ご都合はいかがでございましょうか。この時点でわかっていれば、入れかえをします。大丈夫ですか。

では、5月も引き続き、これから予定が入ってくると思いますけれども、その節はどうぞよろしくお願いいたします。また、3月も19日と23日にワーキンググループがありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あと、今後の全体会合の予定ですけれども、月曜日と金曜日でローテーションをしております。月曜日の回は3時半からで、あと金曜日の回、これから2時半とかでローテーションしていく予定なのですが、そのあたりの時間の都合はいかがでしょうか。

○長谷川副委員長 月曜日は3時半で固定ですかね。

○村山委員長 5月上旬までは、時間がちょっと。

○河添 となると、6月の全体会合でもう少し早めの時間で設定するということで。では3時とか、2時半とかでも大丈夫ですか。では、月曜日も金曜日も2時半からということで調整しましょうか。わかりました。そのようにいたします。ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

では、私のこのアジェンダは以上です。

○田中副委員長 ちょっとよろしいですか。今の全体会合のところだけ、6月以降も日程だけ確認させてもらってよろしいですか。6月の4日になっているんですか、全体会合は。

○河添 4日ですね。次は月曜日ですから、6月は月曜日ですので、4日を予定していただけますか。

○田中副委員長 それから、7月は6日でよろしいですか。

○河添 6日で、金曜日ですね。

○田中副委員長 8月は今度は月曜日に戻りまして、6日になってよろしいんでしょうか。

○河添 8月6日、はい。そのようにします。

○田中副委員長 大体見通しが立ちました。ありがとうございました。

○河添 ありがとうございます。

○作本委員 すみません、私も一つ。私の記憶がなくなったせいかもしれませんが、前にここでフィリピン案件の時にちょっと手を挙げていたんですけれども、フィリピンはどういう案件か、手帳にメモを入れていなくて、もう既にフィリピンの4月6日のワーキンググループを見ますと、人数がそろっていますから、もしかして、その次の4月13日もフィリピンのワーキンググループかどうか、わかりますでしょうか。もし違えばこのまま削除というか、なしでよろしいでしょうか。

○河添 13日は特段の予定は入っていないのですが。

○作本委員 まだ国名が入っていない。

○河添 ええ。13日はないですね。

○作本委員 じゃ、私の記憶違いだと思いますから。この現状のままで。

○河添 はい。以上でよろしいですか。

○村山委員長 他の委員の方、よろしいですか。

では、先に進めたいと思います。4番のワーキンググループ会合報告及び助言文書確定にまいります。今日は2件で、最初の案件が、フィリピンの高速道路のスコーピング案の助言文ということになります。こちらは日比委員が主査ですが、今日はご欠席ですので、松下委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○松下委員 それでは、日比主査にかわりまして、私のほうから報告をいたします。

フィリピン国メガマニラ圏高速道路建設事業カビテ・ラグナ高速道路、通称CALAXといわれている事業の協力準備調査です。ワーキンググループ会合は2月3日に開催されまして、委員は石田委員、日比委員、松行委員、柳委員と私ですが、私以外は今日は皆さん欠席ですので、多勢の無勢ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

既に概要については事前に配布されておりますので、詳しくは述べませんが、マニラ首

都圏における幾つかの高速道路建設の一つで、特にカビテ州の各種経済とニノイ・アキノ国際空港等々を結ぶことによって、周辺の渋滞緩和に寄与することを目的としたプロジェクトであります。

次のページにいきまして、助言案ですが、全般的事項として1点ありまして、直接影響地域、間接影響地域の定義及び根拠を明示すること。これは、直接影響地域というのは道路用地に取得予定をするエリアであり、間接影響地域はそこから1キロメートル以内のバンガライということのようですが、日比委員としては、自然環境の観点からどういう根拠があってこういうことにしたかということを示してほしいということであります。

それから、代替案の検討ですが、評価基準、いわゆるマルチクライテリアの評価がとられていて、順位づけであるとか、あるいはウェイトिंगをされていたわけですが、そういった評価基準を明らかにすることということと、それから、単純に評価したものを丸が多いから採択するということではなくて、総合的評価としてどういう考えで採択したかということについても明らかにすると。そういう趣旨の助言であります。

それから、自然環境に対する評価ですが、報告書では切土の深さ、例えば10メートル以上とか、あるいは5メートル以下とか、そういう深さで評価をしておりますが、そういう単に深さだけではなくて、面積であるとか、土地の量だとか、そういう妥当な項目を検討した上で代替案を評価すると。そういう提案であります。

それから、環境配慮については、今後、対象路線の地域が市街化されるということで、生活排水が流入する可能性があります。道路開発予定地域、対象地域は、既に開発業者がもともとあった農地を買い上げて、住宅地域などを既に開発しております。そういう開発業者の生活排水対策を含めて調査して、動植物の影響の可能性をチェックして、影響の有無を含めて記載すること。そういうことです。それから、水質調査結果の現況として、鉛の量がDENRのCクラスの基準値を超えているということがありましたので、その原因を調べて、必要に応じて対策を申し入れるということです。それから、農地と緑地による温室効果ガスの吸収効果について触れておりましたが、逆に農地と緑地が失われることによる温室効果ガスの排出評価と緩和策がなかったので、それについて記述すること。それから、生態系への影響を評価する際に、対象地域だけでなく、妥当な周辺も含めた地域も対象とするということで、必要な評価の見直しをするということです。それから、水利権などについての現地調査の上でその影響を評価すると。そういった点が環境配慮です。

それから、社会配慮、9番は、これは石田委員が現地を見たときの印象などが入ってお

りますが、現地では谷川沿いに、いわゆる貧しい人たちが住んでいて、現在ある川を水浴に使ったり、あるいは洗濯に使ったり、あるいは民宿に使ったりしていると。そういうことに対してこの事業がどういう影響を与えるかについて分析をし、モニタリング計画をつくるという趣旨であります。

それから、スコーピング案についてですが、学校、教会等々、そういった生活にかかわる施設を通過する際には、代替案も含めて、影響を受ける人々と十分協議をすることということです。それから、工事中においては産業廃棄物の厳重な管理を実施すること。それから、道路をつくることによって地価の上昇と都市化の促進が予想されますが、それが正の効果だけをもたらすかどうかについて評価を検討すること。それから、非自発的住民移転が発生するわけですが、実は開発業者が買い占めた、買っている土地を、まだ住宅になる前の土地を、農民が土地を借りて、事実上農業をやっているという人たちがいるわけですが、そういう人たちが農業をやっていけなくなることによって移転するということもありますので、そういった人たちの実態であるとか、そういうことをきちんと評価すること、こういう趣旨であります。それから、土地は、道路計画とは一応事前に、現在の道路の路線とは全く、事前に買い占めて、既に開発が進んでいるわけですが、そういう業者が結果として得るであろう利益について考慮して、評価を検討することということです。それから、インターチェンジ付近においては交通量が増加することによって、交通事故の発生の可能性があるので評価をすること。それから、動物と植物の生物多様性に対する影響については、希少種以外にも評価すること。それから、マキリング国立公園とタール火山国立公園に生息する絶滅危惧種についての評価を記述することということです。それから、保護区への影響については、先ほどのマキリング、タール国立公園の影響評価について記述することということです。

ステークホルダー協議ですが、ステークホルダー協議には住民とさまざまな住民組織の参加を求めること。路線検討には直接影響を受ける住民が参加する。これまでの開発事業では、住民に対して十分な説明がなされなかったり、条件が守られなかったというケースがあるということから、極力早い段階から直接影響を受ける人を参加させ、彼らの意見を十分に聞いて計画に反映すること。それから、家屋、田畑、資産への補償、それから、移転はしなくても道路がそばにできた時にどういう影響が生じるかについて、住民と実施者が互いに十分に確認して理解するプロセスを確保すると。それから、集落ごとに生計の様相は異なりますので、個別集落ごとの特徴を明らかにした上で補償を考えること。最後で

すが、家屋、土地が直接影響を受ける住民、開発業者の許可のもとに営農している住民、その他女性・若者・老人グループ、NGO等々を対象にしたステークホルダー協議を行うとともに、各グループに対してサンプリングによるインタビュー調査を実施すること。以上がステークホルダー協議関連です。

最後に、モニタリングとして、スプロール化防止のため、中部ルソンで実施されているCLLEXを参照して、長期モニタリングの方法を検討すること。

以上が助言案であります。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それではお気づきの点、何かありましたらお願いします。

○松下委員 先ほど申し上げましたが、19番の資産への「保障」は「補償」に変えてください。

○村山委員長 今の点、修正となります。長谷川副委員長、どうぞ。

○長谷川副委員長 今の19番、ついでなので、表現の問題で、本質なところではないんですが、4行目、（影響を受ける人たちに対して）という括弧づけがございますよね。この表現があえてここで要るのかどうか。恐らく議論の中で特につけようという話になったのかもしれませんがけれども、私としてはどうかなと思った次第です。

それから、2つ行を置いて、住民家屋というポツですけれども、真ん中「はたまた移転はしなくても」、「はたまた」はちょっと口語的すぎないかなと思った次第です。

それから、同じ19番の下から3行目ですけれども、3行目の後ろの「住民と実施者が」とありますが、どうでしょうか。通常のように「住民と事業者」としたらいいいのかなと思いました。ちょっと細かいところですが。

○松下委員 いずれも私も同感でありますので、ただ、石田委員にこだわりがあるかどうか、メールで確認をした上で修正をさせていただきたいと思います。

○村山委員長 では、今の点は石田委員に確認をお願いするということですね。

では、他の点はいかがでしょう。谷本委員、どうぞ。

○谷本委員 勉強のために1つ教えてください。5番の水質のところで、鉛が多いというあれで、何なんでしょうか。これがもしわかれば。

○松下委員 これは、資料では詳しいことが書いていなくて、数値として、DENRですから環境省の基準を超えているということが出ていまして、そういったことから原因を調べてくださいと。それから、必要に応じて対策を講じてくださいというふうに書きました。

鉛ですから、自動車も、ガソリンが有鉛ガソリンであれば、ある程度蓄積するということも考えられますけれども、特に何か工場とかそういうことがあるのかどうか、それは現在得られている情報ではわかっておりません。

○村山委員長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。

○松本委員 21番なんですが、柳委員がいらっしゃらないんですけれども、このインタビュー調査の時のサンプリングというふうに書かれていますが、基本的にこれが無作為抽出を指すのか、それとも任意でやっているのかということによって、かなり労力は変わってくるかと思えますし、出てくる結果に対しての信用度も変わってくるんですが、このあたりはもう少し、どちらにあるかは明確にしたほうがいいかなというふうに感じました。

○松下委員 これについては特に突っ込んだ議論はなかったんですが、恐らく私の理解では、いわゆる統計的なサンプリングじゃなくて、それぞれのグループから代表的な人を選んでインタビューをするという、そういう趣旨だというふうに理解しています。

○村山委員長 よろしいでしょうか。「サンプリング」になっていますね。「ル」をとってください。

それでは他に。平山委員、お願いします。

○平山委員 14番をちょっと教えていただきたいのですが、開発業者が得るであろう利益についてあわせて考慮して評価を再検討するというのは、これは具体的にどういう内容のことを言っているのかということをお願いしたいのですが。

○松下委員 ワーキンググループの議論では、事務局としては、土地は土地で一つの通常の経済行為として買って、住宅地として開発すると。後で道路ができて、結果として地価が上がったとすれば、それは例えば不動産の価格が上がって、不動産税で吸収される。そういうことで、特に余り問題等は考えていないという、多分そういうご理解だったと思うんですが、余り著しく特定の業者とか、あるいは場合によっては、特定の政治家と結びついて路線を決めて、結果として特定の人たちが利益を受けるというようなことがあってはならないと。そういうような議論になりまして、そういうことがあるかどうか注意して調べてみましょうと。そういうことです。現在の案としては、そういったことは全く無関係に、いろんな道路の建設の特性上から代替案を検討しているということです。

道路ができたから、土地、地価が上がるかどうかというのも、場合によっては下がる場合もありますね。交通量が増えて、騒音が増えて、排気ガスが増えて、住宅地としての価値が下がるということもあるので、一概には言えないと。そういう議論もありました。

○村山委員長 平山委員、よろしいですか。

○平山委員 はい。

○村山委員長 長谷川副委員長。

○長谷川副委員長 スコーピングの検討をすべき一つのこととして、代替案というのがございますね。それでスコーピング案というこのグループの中に代替案という言葉が幾つか出てくるんですけれども、その前の2ページ目の上のほうの代替案の検討ということで、ワーキンググループの方々の意図としては、スコーピング案の中でこんな代替案が示されていて、その評価づけがうまく、総合評価も含めて明確になっていないから、その評価をもう少しはっきりしろと。この時点で選ばれた代替案を中心として、これからのEIAをやっていきなさいというふうな意図なのか。一応スコーピングの中では比較はやっていきますけれども、今後EIAの中でも代替案をそのまま引きずってきて、さらに深く比較検討していきなさいと。その辺はどういう意図でございますか。

○松下委員 現在出されている代替案自体が問題だという、そういう議論ではなくて、評価している基準が明確な説明がないと。もう少し説明してほしいということと、それから、マルチクライテリア評価において、単に丸が多いとか、あるいは多重してウェイトした得点が単純に多いから採択するということでもない場合があるだろうということで、そういう総合的評価をするとすれば、どういう理由で最終的にある案を選んだかということについて、明確な説明をしてほしい。そういう趣旨です。

○長谷川副委員長 ということは、そういった評価の基準がはっきりしているのであれば、これから始まるEIAの中では、代替案そのものについてはこれ以上比較検討は必要ないというふうなことなんですかね。

○松下委員 さらに項目を増やしたり、評価方法を具体的にした上で評価をしてくださいということです。

○村山委員長 では、大体よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、一部確認していただく部分がありますので、メール審議でお願いしたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、2つ目の案件に移らせていただきます。インドネシアの高速鉄道のドラフトファイナルレポートに対する助言案ということになります。こちらは武貞委員に主査をお願いしていますので、よろしくお願いします。

○武貞委員 インドネシアのジャカルタ都市高速鉄道東西線事業の協力準備調査のドラフ

トファイナルレポートに対する助言案ということで、2月10日にワーキンググループ会合を行いました。出席委員は、作本委員、私、それから、谷本委員の3名で、松行委員は当日欠席されましたが、メール審議に参加されました。

それで、めくっていただいて、助言案ですが、全部で9つというちょっと数が少なくなっております。質問、コメントの段階では40近くの質問、コメントがあったんですが、それを当日整理していきまして、最終的にはこの9つということに落ち着いています。

事業の概要につきましては、事務局のほうから既に資料が送られていましたが、ジャカルタ市内を走る地下鉄と高架部分、地下が9キロ、高架が18キロ近くあります。合計で27キロの鉄道建設、東西線ということになります。今回、そのフェーズ1が27キロということになっておりまして、さらにそれを市の外にも延長するフェーズ2という61キロのフェーズ2が今後予定されているという状況で、今回はフェーズ1の協力準備調査ということになっています。

助言案から簡単にご説明をいたします。

まず全体のところですが、ドラフトファイナルレポートの中では、戦略的アセスメントの議論というのが上げられていなかったのも、それについて実際どういう位置づけになっているのかということと、再度、確認をしていただく。実際にはワーキンググループ会合の中で、JICA側から、これは個別の事業では必要とされていない法制度であるという説明を受けて、一応確認はできているわけですが、もう一度そこについてはしっかりと残しておいていただきたいということで助言に反映してございます。

それから、スコーピング案のところの2番、ドラフトファイナルレポートで書かれている被影響世帯数、これが何カ所か出ているところがあるんですが、どうもその数字が箇所によって違っているように見えてしまうところがありまして、それはどういう前提の数字なのかということを確認にしておいてほしいという確認事項になります。それから、3番目、掘削工事における地盤沈下に加えて、地下水流の変化についても把握して、必要ならば対策を講じることということで、ジャカルタの中心部で地下鉄工事を行ったり、それから、高架のための橋脚を立てたりという作業が入ってきますので、地下水について、もちろん配慮するということが検討されているわけですが、地下水流の変化についても可能な限り把握をしてほしいということで、助言をいたしております。

それから、環境配慮という項目で、4番から7番まで4つございます。

4番は大気汚染状況の一般の説明がまだ報告書の中でやや不足しているのではないかと。

もちろん測定は3ヵ所でサンプリングをして、地点ごとに測定データは出ているわけですが、それを超えた部分、一般的な説明というのが不足しているということです。

それから、5番目、土壌についてですけれども、重金属及びその他有害物質の基準値に従った記述にすること。これはもともとドラフトファイナルレポートの中で、重金属及びその他有害物質についての評価結果というのが出ているわけですが、適用した基準値が当初違ったものが適用されていまして、表の数字と記述の部分がどうも齟齬がありました。それをちゃんと修正をしていただきたい。ただ、これから詳細設計の段階に入っていくわけですが、より広範囲にサンプリング調査をしていただきたいという要望をつけ加えてございます。特に一部工場地帯の近辺で工事が加わるということもありまして、こういった、より広範囲のサンプリング調査を実施してもらいたいという助言をつけ加えてございます。

それから、6番目、工事期間中に発生する廃棄物、掘削に出てくる土砂ですとか、そういったものについての処理方法の記載が余り明確ではなかったことがあります。それについて適切な処理を求めることにしております。特にジャカルタの都市部の地下で土を掘り起こしていきますので、仮にそこで出てくる土砂に大量の水分が含まれていた場合は、そういったものの飛散、それを通じての周辺の汚染ということが起きないように処理を講じることというのを、特記して求めています。

7番ですが、工事で使用される土砂や石材については、どこから持ってくるかということとは、基本的に、今後工事業者が自分たちで見つけて持ってくるということになっておりまして、事業の中では、この場所から持ってくるというようなところは、特に現段階では特定されていません。ですから、今後設けられる土取り場や採石場の周辺の環境ということにも十分配慮してもらわなければいけないだろうということで、助言を加えております。

社会配慮の8番ですけれども、8番は、貧困関連の調査結果の記述について、これも報告書の中で、こういった基準、例えば貧困層の基準を用いているか、貧困者の定義を用いているかということを明確にした上で記載を進めてほしいということになります。

それから、最後に住民移転・補償計画の実施に関してですが、今回も路線上で一部住民移転、特に商店を営んでいたりする人が多いわけですが、都市部ですので、そういう人が多いわけですが、インドネシアにおいては、過去に鉄道事業で住民移転でなかなか苦労されているということも、委員としては把握をしておりまして、過去の同種事業の経験というのを十分に踏まえた形で進めてほしいということ。それから、移転住民の生活再

建には中長期的な期間を要するので、実際にJICA事業の中で行われるモニタリングというのは、供用開始後1年、それから、事業が完成した後2年後に行われる事後評価という段階になるわけですが、それを超えた範囲でさらに移転住民の側からさまざまな要望や申し出が出てくる可能性もあるということを、事業実施者との間で共通理解にしていきたいと思いますという助言をつけ加えています。

助言の内容については以上ですが、実はこの全体会合の間でも、皆さんと少し共有しておいたほうがいいたろうと思われる点が3つほど、ワーキンググループの会合の中でございましたので紹介をしておきたいと思います。

もともとこの事業、スコーピングのときにも助言が22個ぐらい出してありまして、今回、それについてはドラフトファイナルレポートの中でほとんどカバーをされているというふうに、ワーキングの委員では判断をしています。ただ、その中で1つ残っておりますのが、今回の事業、フェーズ1ですね。27キロの延長ということでずっとドラフトファイナルレポートの検討がなされているわけですが、今後、それをさらに、東西線27キロ真ん中ある部分の両側に足して、61キロさらに足すというフェーズ2があります。当然、事業全体としてはそのフェーズ2の部分も含めて環境社会配慮、それから経済性や財務的な評価というものが進められていくべきですが、フェーズ2についてはまだ事業の成熟度の関係もあって、フェーズ1と同じようなレベルでは、当然評価がなされておられません。そのことについて、環境社会配慮については、特にスコーピング案のときにも助言として、可能な範囲でフェーズ2の環境社会配慮についても検討するようにという助言をしておりました。それに対して、フェーズ2の実施のときにクリティカルになるようなポイントはないかどうかということ、インドネシアの関係機関に確認をしてきたという内容で、今回はドラフトファイナルレポートがつくられています。

ワーキング委員としては、それは現段階の限界として仕方がないことであろうと。ただ、一方で、フェーズ1というものを含めて事業一体で考えていかなければいけないのではないという観点で、このフェーズ1だけで先行して進めていくことについて、JICA側がどう考えるのかということで、意見交換をしばらく行ったということが、1つあります。

それから、あと2つあるんですが、2つ目に、これもフェーズ1、フェーズ2というフェーズ分けと関連しますが、フェーズ1はジャカルタの中心部だけを対象としておりますので、事業実施主体が、ジャカルタ市が関連する公企業体ということになっております。ところが、フェーズ2でジャカルタ市の外に越えて延伸をいたしました時には、その機関は

現在の制度上は実施主体となることができない仕組みになっています。もちろん、今後 JICA としては、その実施主体の法的な位置づけを変更する等のことを加えて、フェーズ2の実施主体を確定していくということだと思いますが、現段階でそういう形でフェーズ2というものを進めて、将来的なフェーズ2も含めて議論を進めていくことはどうなのかということに関しても議論がありました。

それから、3つ目ですけれども、今回のフェーズ1、それからフェーズ2ですが、財務評価を行いますと、FIRRの数値がマイナス7%という数字になります。フェーズ1のみですね。一方、経済的な評価、EIRRはフェーズ1、フェーズ2込みで12.4%ということになっています。このFがマイナス7.7という数字になるということについて、その意味をどういうふうにとらえるのかということで、JICA側と意見交換をワーキンググループの間でも行いました。

今、3つ申し上げたフェーズ1とフェーズ2の熟度の違い、それからオペレーターの違い、それから財務評価の問題、この問題は当然ワーキンググループ会合の中でも、助言委員会のマンデートを厳密に言えば超えている部分になり得るということで話がありまして、今回、助言の中にはそういったものを明確に盛り込むことはしていません。ただ、一方で、事業全体の正当性ということに当然関係してくることになりますので、ワーキンググループ委員としては、この議論というものをちゃんと、もちろん議事録にも残しておりますし、全体会合の間でも皆さんとシェアをしておく価値があるだろうというふうに考えております。

以上、長くなりましたが、ご説明を終わります。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、今ご紹介いただいた助言案と、プラス3つのコメントがありましたので、その点について何かお気づきの点、あるいはコメントがありましたらお願いいたします。満田委員。

○満田委員 ありがとうございます。最後の3つのポイント、非常に興味深いなと思ったんですが、フェーズ2をJICAが支援する前に、これはそのフェーズ2についても1から審査というものはなされるのでしょうか。例えばフェーズ2が環境社会配慮助言委員会にかけられるのでしょうかという質問です。

○青木 今回の案件の対象はフェーズ1でしたので、フェーズ2は後でということになるでしょうから、その場合はまたスコーピング段階からかけるということになるかと思います。

○村山委員長 松本委員。

○松本委員 助言案についてなんですけれども、前回、私たちのグループでもちょっと議論になったのは、これ、ドラフトファイナルレポートですね。つまり、ここから新たな調査が可能かどうかという議論をしたんですが、例えば今回でいけば、3番は、地下水流の変化についても把握しということは、現在のドラフトファイナルレポートにはないけれども、新たにこれは確認してください、調査してくださいというふうに取り取れるんですね。

一方、7番についてなんですが、実はこの土をとってくる場所や採石場の環境調査というのは、多分、事前にやるべき話のようにも思えるんですが、ここでは十分に配慮することというふうに書かれていて、これはその影響をこのファイナルレポートまでの段階で調査をなささいというふうに読むのかがちょっとわからなかったということで、ここで確認させていただきたいのは、3については、これは調査をして、ファイナルレポートに載せてくださいねという意味でとってよろしいのかどうか、7番はどちらになるのかということが聞きたいです。

○武貞委員 ありがとうございます。3番については、今後詳細設計という段階に入っていきますので、その過程でよく注意をして、検討してもらいたいということでございます。もちろん地下水流の変化というのも、多分、経時的なものになっていきますので、今の段階でわかるものでもないところもあり、実際に今後設計、それから工事の段階で変化していく可能性がありますので、そこは基本的には今後のこととして考えております。

それから、7番の土取り場と採石場の環境配慮ですが、これは先ほども申し上げましたように、コントラクターが自分たちで探してきて使うということになっています。ですから、今の段階で、この場所が例えば土取りの採石場としても想定されている、だから環境社会配慮の調査をしなければいけないということが、今の段階では言えないという状況になっています。ですので、将来、コントラクターに任せるといってあっても、その段階でちゃんと忘れずに確認してくださいねという趣旨を込めて助言をさせていただいているところです。

○作本委員 3番について追加させてください。3番については、報告書の記述の中では、地下水流への影響は想定できないと、いわゆるばさっと切っているわけですね。それについて確認しているのかどうかということ自体は会場でやりとりしまして、まずその有無ですね。もしあるならば、その対策も含めて、この際こうしてくださいということで、本当

は最初の段階は前の報告書で終わっていなさいいけないんですが、そういうことでちょっとこの表現が2つに分かれているというか、広がっているということになります。3番です。

○松本委員 そうすると、3については、どちらかという、もうないと言っているんだから、その根拠をちゃんと把握しなさいというふうにしたほうがよいということですね。

○作本委員 ええ。

○松本委員 7番については、これは私、コメントなんですが、移転についても、移転住民と移転先の影響というのは多分セットだと思いますから、こういう大量の土や土砂や石材をとってくるのであれば、やはり今後、ちゃんと事前の段階でやるべき調査なんじゃないかという意味でいくと、この前、私、満田さんに松本は手ぬるいと言われたんですけども、これだと少しやさしいかなと。本当はファイナルレポートまでに本来ならばやっぱりやっておくべき調査なのかなというふうに、聞いていて思ったということで、これはコメントです。

○村山委員長 谷本委員。

○谷本委員 松本委員の指摘のとおりで、他は事業ではこういう事前調査の段階でも想定をある程度してということで、今回、それが全くなかったのも、私はコメントしました。

先ほど主査のほうから答えがありましたように、次がエンジニアサービスローンという設計になりますので、その段階で当然ながら積算をやっていきます。だからどこからコンクリート、立米何ぼというときに、砂がどれくらい、石材がどれくらいというふうなことで、積算をやっていきますので、その時点で想定される土取り場とかその辺が出てくるんじゃないか。そういうふうに期待をして、表現はこのような形で、つなぐという形でしました。

○村山委員長 では、長谷川副委員長。

○長谷川副委員長 今の点ですけれども、我々助言委員会のほうにちょっと話を持ってくると、前にあったスコーピング案のチェックのときに、これをやるかどうかというあたりを我々自身がチェックできなかったというところに結びつくわけですかね、端的に言ってしまうと。という意味でとらえてもよろしいですかね。

○武貞委員 ありがとうございます。今ご指摘いただいたとおりで、スコーピング案のところでは、これに関する助言は入っていなかったという事実がございますので、今後その点についてもスコーピング案のときに、十分助言委員会、ワーキンググループとして考え

ていかなければいけないということだと思います。

○長谷川副委員長 もちろん、我々はパーフェクトでないので、そういったものもあってしょうがないと思うんですが、一番最後に3つのポイントでFIRR、これがマイナスだったということだったんですが、これはフェーズ1だけを考えたときですか。

○武貞委員 はい。マイナスのFIRRはフェーズ1だけです。EIRR案のほうはフェーズ2も含めた数値として計算されています。

○長谷川副委員長 フェーズ2のほうで大分便益が増えるということなんでしょうけれども、先ほどおっしゃっていたのは、ガイドラインの外にあるような話題になるかもしれないので、それ以上踏み込まなかったと。ただ、少し議論をされたということだったんですけれども、どんな議論があったのか。

それから、私はこれはガイドラインの外じゃないと思います。ガイドラインの中に財務とか経済と環境配慮を十分に調和をとりながら、できるだけ環境便益、環境費用についても計測して比較しなさいということがあちこちに載っているわけですからね。FIRR、それからEIRRのことは、私は大切なことだと思っているので、そのときの議論で何か挙げるべきものがあれば、ちょっと紹介してほしいんですが。

○谷本委員 この3点は実は私が持ち出しました。いただいた資料を読んでいまして、これはかなり大変な根本の問題がある。オペレーターの話にしましても、ジャカルタ首都圏というのは、DKIの中でのオペレーターだけですと、当然ながらバンテン州も西ジャワ州でもオペレーションができませんと。でも、それはもうフェーズ1でそこで決めまして、フェーズ2もそっちへ持っていくます的な書きぶりなんですけど、そんなことができるのかという、今の地方分権のもとです。そういうところからまず話がありました。

次に、EIRRでこの事業は妥当ですというふうな形で出されていますけれども、後ろのほうのFIRRを見たら、ワンライド幾らですかと。地下鉄、高速鉄道、これも本当に国際価格でつくられるわけですね。東京でつくろうが、ルピア部分もあるが、それを除けば、技術的な価格というのはもうほとんど国際的なものでそんなに変わらない。そこにワンライド20円だ、30円だ、そういう設定をしましたと。それでやっていきますというふうなことでは、経済評価としてはこういうふうになっていますと。他方、FIRR、財務のほうを見たらマイナスの7.何ぼ、ちょっと考えられない差ですから、本当に大丈夫ですかと。いや、ジャカルタ市のほうから、あるいは中央政府から補てんがされますから、つまり税金のさらに税金ですよ。それでやっていきますというふうな認識ですから、本当に

そういうのは大丈夫なんですかというような、実は問い合わせをしました。これは本当に根本の話ですね。

それで、かなり最初も真ん中も、そして最後のほうでも、ワーキンググループでその話をしました。JICAの担当のほうから外に出してほしいというふうなあれがありましたので、じゃ、もうそれは外に出しましょうと。今回はマンドートとして与えられているところで集中して、9点ほどまとめました。質問事項は本当にかなりありました。

○満田委員 私は長谷川委員と同感で、必ずしも財務経済評価だからといって、助言委員会のマンドートの外だとは思っていないんです。つまり、いくらクリティカルなポイント、フェーズ2について、事業の熟度はまだなので、実施主体による聞き取りで、クリティカルなポイントがなかったということを確認したとしても、仮にフェーズ2で何か意思決定に影響を与えるような何かポイントが見つかって、支援せずとなったような場合には、フェーズ2のみで、つまりマイナス7%のFIRRで、フェーズ2がないので、12.4%のEIRRは結局達成されずみたいな、そういうことになってしまうわけですね。つまり、何か非常に負の産物が残ってしまう可能性もあるということです。

ということも考えられるので、一応そういったご議論をされたということであれば、何かなお書きですか、一言、そういった議論があったということは記録としても書いておいていいんじゃないかと思った次第です。それだけでとどめてしまっていいのかという気もちょっとしましたが、それ以上のことはこの段階で議論はできないだろうと思います。

そういった感想を持ちました。以上です。

○村山委員長 今の点について、他の委員の方から何か追加でありますでしょうか。

○作本委員 すみません、追加させてください。今のお話、グループからありましたけれども、かなりここで議論をしたんです。満田さんのご指摘もわかるし、これが本当に返せるのかどうかと。実は相手側から出された運賃というのは3,500ルピア、まあ30円か40円ですね。これでまず何年で返すつもりなのかとかいうか、見込みはどうなのかということで、先ほどのFIRRとかいう、そういう議論になっていったわけですが、かといって、これを一遍に料金を上げることが住民生活への負担になるだろうと。料金設定だけはきちんとやっているんですというような、いろいろなことで、他の運賃だって幾らなのかとか、そういう比較も含めて、議論したのを記憶しているんですけれども、やはりここはある意味では、指摘すべきというご主張もわかりますし、かなり微妙なところなんですね。この指摘のほうを一つ、立場を極端にとると、プロジェクト自体がある意味では立たなくなる

かもしれないくらい重要なところで、それにはやはりもうちょっと比較すべき客観的なデータでしょうか、インドネシアの鉄道料金だとか、バスを幾らで使っているかとか、飛行機賃は幾らとか、そのあたりがわからないと踏み込めないだろうというような気が、ちょっと当日したものです。

以上です。

○村山委員長 他はよろしいでしょうか。

○武貞委員 長谷川副委員長と満田さんのご指摘はそのとおりかなと思う分もある一方で、議論をしながら、今、作本委員からおっしゃっていただいたように、鉄道のビジネスモデル自体が、今、料金収入だけでは基本的に成り立たない。特に公共交通にマイカーを切りかえていくという部分の社会的なメリットを考えたときに、料金収入だけでは成り立たないビジネスモデルだから、そこに公的な資金を導入してやっていかざるを得ないんですと、そういう説明がJICAさんのほうからもなされていて、その部分にも全くうなずけないわけではないという気がいたします。

そういうことも考えながら、今回は最終的には助言案には残さない。ただ、当然そういった議論があったということは、ワーキンググループの議事録の中にも述べますよということを、JICAさんとしっかり確認をし、それから、今回、全体会合の中でも特にその部分を取り上げて話をしておきたいという趣旨で、今回は報告をさせていただいています。

また、引き続きご指摘があった点については、私個人としても、それから他の委員の方もそうかもしれませんが、どういうふうに対応していくのがよりいい形のものになるかということを考えていきたいというふうに思っています。

○村山委員長 ありがとうございます。松本委員。

○松本委員 今、武貞委員がおっしゃったことは十分理解できることだと思います。ただ1点、この委員会として、私が一番注視したほうがいいと思うのは、そのしわ寄せがどこにいくかということだと思うんですね。この具体的な住民移転補償計画はちょっと存じ上げていないので、言いようがありませんけれども、現地国政府が負担をする、あるいは実施機関が負担する中で、財務的に結構厳しい事業の時に、そこが切られていくようなことになってはやはりまずいというふうに思うわけですね。

ですから、財務状況が厳しい事業であればあるほど、やはり弱者にしわ寄せがいかないような配慮は、非常にその相手国政府に求めなきゃいけない。その視点は少なくとも必要じゃないかというふうに思います。

○村山委員長 ありがとうございます。

報告書を読んでいるのはワーキングの委員の方々なので、基本的にはワーキングの委員のご意見を尊重して、今日出てきている助言案でまとめさせていただきたいと思います。ただ、一方で、明確に今の議論が委員会のマンデートから外れているということは決してなくて、ケース・バイ・ケースで考えていく必要はもちろんあると思いますので、これまでご指摘いただいた点を含めて、今後の案件については議論を深めていきたいと思っております。

○長谷川副委員長 すみません、細かな日本語の話なんですけど、ちょっと事務局のほうにお聞きしたいんですけども、今回のインドネシア国云々かんぬん東西線事業というふうにタイトルがなっているんですけども、協力準備調査という言葉がついている案件とついていない案件、それから「協力」がなくて準備調査とだけついている案件、何かこの辺の使い分けがあるのかどうか。例えば、スコーピング時点では準備調査とかしたり、それから、ドラフトファイナルになったらこの名前をとっちゃうとか、何かそういう使い分けがあるのかどうか。ちょっとお聞かせください。

○青木 ご質問ありがとうございます。内部でも助言案のまとめ方に関して、簡単なマニュアルを用意しておりまして、今回ご指摘のとおり、（有償資金協力）とだけ書いてあるんですが、正確には協力準備調査（有償）というような記載にするべきものです。これはこちらで修正をさせていただきます。

○村山委員長 今の点はよろしいでしょうか。今日の案件でいくと、フィリピンの最初の案件の表現が正確ということですか。

○升本 正確には、協力準備調査のところに、括弧がもう1個かかるんですよ。

○長谷川副委員長 私が思ったのは、1つ目のほうは、ちょっと字数が多すぎるので、単純に「協力」をとった。下は余裕があったので、「協力」を前につけて書いたということかなというふうに理解させてもらったんですが。

○青木 逆にCALAXのほうは、建設事業で終わりですね。2行目に協力準備調査（有償）ということになります。

○村山委員長 わかりました。では、最初のほうもその点、修正ということですね。どうぞ。

○田中副委員長 全く今の案件、インドネシアのジャカルタの案件ですが、全然内容にかかわる話じゃないんですが、考え方を教えていただきたいと思います。先ほどどなたか

からご指摘があったように、ドラフトファイナルレポートで表現レベルで加筆してほしい、あるいは修正してほしいというご意見なのか、今後の対策を講じる上でその点を考えてほしいということなのか、その指摘のポイントというのが判然としないところが何点かある。例えば、先ほどの例が出た3番の話。3番の話は先ほど補足の説明がありましたのでわかりましたが、例えば4番のような説明を行うこととしたときに、このドラフトファイナルレポートにそういう説明を追記してほしいという話なのか。あるいは5番もそうなんですが、記述にすることとあります。それから、その際には分析をすることとありまして、だから要求しているタイミングといえますか、ステージがどこにターゲットに当たっているのか。これが少しわかりにくいかなという感じがしたものですから、もう少し整理をしていただければありがたいかなというふうに思ったところです。感想も含めてです。

○村山委員長 今のご意見は助言案の表現を修正したほうがいいということですか。

○田中副委員長 このままでもいいかもしれませんが、もしそういうことが可能であれば、少しめり張りをつけていただくと、先ほどのこれ、松本委員がおっしゃったのかな、いうことにもつながるかなと思いました。他にも、先ほどの3番と7番の確か議論があったと思うんですが、それ以外のところでも何か気がついたというところです。よろしくお願いいたします。

○村山委員長 よろしいですか。

○武貞委員 今いただいたコメントを踏まえて、少し書きぶりを明瞭にしたいと思います。メールでその部分は修正をして、確定させていただければと思います。

○村山委員長 では、そのような形で進めていただければと思います。

では、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、4番まで終わったということにさせていただきます。

では、いったん休憩を入れさせていただきます。5時まで休憩ということでよろしくお願いいたします。

午後4時49分休憩

午後5時00分再開

○村山委員長 では、再開をさせていただきます。

今日の議事次第では5番目になりますが、緊急時の措置の取り扱いに係る報告です。今日は3件あります。最初の案件がケニアで、「北部ケニア干ばつレジリエンス向上のための総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」というふうになっております。こちらに

については、現地のほうからご報告をいただいて、その後若干質疑をさせていただきたいと思います。

では、ご説明をよろしく願いいたします。

○花井 ケニア事務所次長の花井です。私のほうから手短かに案件の目的、活動内容を中心に報告させていただきます。

昨年来、ケニア国を含むアフリカの角地域が過去60年で最悪と言われるような大干ばつに襲われていまして、大きな被害が出たんですけれども、かかる状況を踏まえ、ケニアにおいては北部地域の乾燥地、半乾燥地のコミュニティを対象に、彼らの干ばつに対する抵抗力、レジリエンスを向上させるための取り組みを開始しようということになりまして、昨年来の案件形成の結果できたのが本案件、「北部ケニア干ばつレジリエンス向上のための総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」です。

本案件は、北部地域のトゥルカナ、マルサビット2県の牧畜民コミュニティを対象に、彼ら牧畜民が主体となって災害管理・地域開発を行っていくモデル構築を行うことを目的としておりまして、具体的には自然資源管理、家畜のバリューチェーン改善、生計多様化、行政能力向上の4本の柱からなるプロジェクトを行う予定です。それぞれにおいてパイロット事業、これは実際の給水施設の整備ですとか、小規模インフラの整備等なんですけれども、これらパイロット事業を実施します。間もなくといいますか、次の乾季が7月に迫っているんですけれども、また今期も干ばつの被害がかなりの確度で想定されておりまして、そのためにも一刻も早く緊急事業を開始して、短期的なインパクトをねらうと同時に、そういった緊急事業を中心としたいろんな活動を行うことによって、その経験、教訓を中長期的な取り組み、ガイドラインに反映させていくというふうに考えております。協力期間は3年間です。

以上です。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、この案件について何かご質問、コメントがありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

事業の目的を拝見すると、大きな環境社会影響というのは考えにくいように思うんですが、今のところは何か想定されるような影響のようなものはありますでしょうか。

○花井 トウルカナ県、マルサビット県とも、牧畜民が非常にまばらに居住している地域でして、ですから、緊急事業によって小規模インフラ等を整備したとしても、さほどの影

響は現時点では想定されないというふうに考えております。

○村山委員長 武貞委員、どうぞ。

○武貞委員 すみません。具体的にこの給水施設整備というのは、井戸を中心とした給水施設になるのでしょうか。

○花井 はい。井戸とため池です。

○武貞委員 ありがとうございました。

○村山委員長 他、いかがでしょうか。よろしいですか。佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 今回のこの緊急措置に関してなんですけれども、従来の開発計画の中のさまざまな、多分、国全体としてのマスタープラン等いろいろあると思うんですけれども、全体のそういう動きの中とこの緊急支援との整合性は、どういう位置づけとしてされるものなのでしょうか。

○花井 昨年の干ばつを契機に、これまで各ドナーが余り調和化せずにやってきた、そういう人道援助、それから、もう少し中長期的な取り組み、開発援助を、今後一つのまとまったプログラムのもとで行っていきこうという機運が高まっております、今月末にJICAのほうからも理事が来ますし、USAIDの長官等が集まる大会議がナイロビで予定されております。人道援助と開発援助、両方をうまくハーモナイズしてやっていくという大きな枠組みをつくろうとしているんですけれども、本件もその中に位置づけられるよう、これまでずっと準備会合等で説明してきておりますし、そういう意味でも、今回の新しい枠組みの一つの焦点といいますか、キーワードはレジリエンスという言葉なんですけれども、そういう意味でもフィットするというふうに考えております。

○佐藤委員 ありがとうございました。

○村山委員長 松本委員。

○松本委員 枠組みの話なんです、開発計画調査型技術協力になっているんですが、これ、拝見すると本当のプロジェクトをやるようになっていて、実は一番よくわからなかったのが、これがどうしてこのスキームで提案されてきているのかなと。つまり、マスタープランとかなんかをつくるというよりは、むしろもう実施なんですけれども、これはどうしてこのスキームなんですか。これは現地に聞くというよりも、もしかしたら事務局かもしれませんが。

○花井 今回の開発計画調査型技術協力の中で、緊急事業として実施するパイロット事業の使命、位置づけというのは非常に大きいものがありまして、それが一つと、あとは緊急

事業、あるいはパイロット事業の実施のプロセスを通じて得られる経験、教訓を分析することによって、初めて中長期的にどういう方向に進んでいくかという開発計画が作成できますので、そういった意味で、開発計画調査型技術協力がスキームとしては妥当ではないかというふうに考えております。

○松本委員 ちょっとガイドラインから見ると、今回緊急時になるということで省略されるのが、3.4.2の手続が省略されると。そうすると、その次には本格調査のマスタープランがあって、フィージビリティ調査があるというふうに読んでいくんですが、これを見る限り、もう、パイロットとはいえ、緊急にこれは事業をするというふうなことから、もう一度確認したいんですが、この後にこうしたマスタープランやフィージビリティ調査というふうな流れになるのかどうか。これを教えてほしいんですが。

○花井 マスタープラン、フィージビリティ調査という流れとは若干異なっておりまして、パイロット事業を実施して、言葉をかえると、歩きながら考えるというか、これはJICAにとっても初めてアフリカ乾燥地、牧畜民の干ばつに対するレジリエンスを高める取り組みということもありまして、それから、もう1点は、やはり次期干ばつがまた迫っていることもあって、短期的な効果を狙いながら、歩きながら中長期的な方向性も考えていこうということで、通常の詳細計画策定調査をやり、マスタープランをつくり、フィージビリティスタディをやり、実際の資金協力を中心とした事業というプロセスとは若干趣を異にしているというふうにご理解いただければと思います。

○松本委員 ごめんなさい。つまり、この委員会のメンバーとして気にしているのは、省略をされたのが3.4.2なので、3.4.3とか3.4.4についてはちゃんと見ておいたほうがいいのかと思うんですが、それが行われないうふうになると、その3.4.2が省略されたとして、この委員会としてどういうふうに関与できるのかがちょっとよくわからない。これは普通の何か技プロなのかなというふうに思ってしまうんですけども、そういう意味で伺っているんです。この事業そのものがどうかというよりも、この助言委員会は、3.4.2の省略以降、どういうふうな点で見ていったらいいのかという点がわからないので、これは多分また事務局だと思うんですけども、ちょっとそこの整理をしていただきたい。つまり、こういうものも、このガイドライン上のここに当てはまるとなるとすると、我々の委員会としての機能が難しいなというふうに感じたんですが。

○村山委員長 今の点は事務局に伺ったほうがいいですかね。

○青木 ありがとうございます。そうですね、開発計画調査型の技術協力といっても、ご

承知のとおり、2008年に開発調査というものから技術協力プロジェクトの中に統合された経緯もありまして、マスタープランを策定していく中でこれを通じた技術移転をしていくという整理がなされています。従いまして、そういう意味では、まさに計画をつくっていくものと技術協力プロジェクトとの線引き、境目の部分が少しずつ融和しているということが、一つはあると思います。

他方、今回、3.4.2ですとかその後に引き続きマスタープラン、フィージビリティスタディという、旧開発調査の中でやっていたようなものも、引き続き残っているものもありますし、今回のプロジェクトのように、技術協力の色合いが濃いというものもあった際に、例えば3.4.3の手續なりが、マスタープランをつくるような過程で行われるように手續がとられるのかというものは、スキームでというよりは、やはり個々のプロジェクトで若干濃淡ができるのではないかと思います。

○村山委員長 松本委員、いかがでしょうか。

○松本委員 わかりました。つまり、私がコメントしようと思っていることは、この枠の中に入るかどうかわからなかったんですが、気になるのは、そうした小規模で灌漑をつくったことによって、例えばすごく古い話でいけば、中国の西部貧困削減プロジェクトの中で、遊牧民の人たちの季節的なルートがそうしたインフラによって阻害をされてしまうであるとか、そういうような影響があったので、乾燥地帯でまばらに存在している牧畜民というと、どうしてもそういうようなことも思い浮かべてしまいますので、そういうようなことには気を配ったほうがいいと思っているんですが、それは要するに3.4.3という時点があったり、3.4.4という時点があったら、恐らくそこで考えてほしいと言えいいんですけれども、どうも今のお話を聞くと、調査はなくて、事業が先にあるような気がしたので、こういうようなコメントを一体どこですればいいのかがわからなかったということがあります。

○花井 若干、先ほどの説明を補足させていただきますと、マスタープラン、フィージビリティスタディというステップを踏まないんですが、もちろん今回の件でも、調査をせずにいきなりインフラ整備をするということではありませんで、例えば水資源ポテンシャル調査といった、そういう実際の科学的なデータに加えて、牧畜民移動ルート、それから、彼ら牧畜民の社会文化的な背景も、まず最初の段階でしっかり調査した上で、実際の緊急事業をわかったところからどんどんやっていこうと思っていますので、環境社会配慮についても、十分配慮した上で実施していきたいというふうに考えております。実際にそうい

った配慮を確保できないということがわかった事業については、緊急事業とはいえ、途中でやめるというか、実際実施しないというふうに考えております。

○田中副委員長 今の関連で、このプロジェクトのタイトルですね。これ、「北部ケニア干ばつレジリエンス向上のための総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」、あくまでこの計画をつくるということが前提であると。大きな枠組みであると。その中にこういうパイロット事業が組み込まれていて、このパイロット事業の分を先行してというか、緊急措置として実施していく。そのように理解する。そうすると、全体計画、全体フレームとして、やっぱりこのレジリエンス向上の総合開発及び緊急支援計画をつくると、そういう前提がある。そのような理解でよろしいのでしょうか。

○花井 はい。そのとおりです。

○田中副委員長 わかりました。

○村山委員長 では、他いかがでしょうか。

○田中副委員長 (5)の事業の目的というところに、この計画、総合開発及び緊急支援計画の中身が1)、2)、3)、4)とあるわけですが、この中の2)に家畜バリューチェーンの改善とありまして、これは具体的にどういうことを計画の中に組み込もうとされているのか。その内容を教えていただけますでしょうか。

○花井 例えば、特に、逆にこれは雨季なんですけれども、マーケットに家畜を持っていこうにも道路が寸断されていて、アクセスできないというようなことも実態としてございまして、そのための小規模な道路整備ですとか、あるいは、今、家畜マーケットの施設自体が非常に限られておりますので、それをある程度県の中で分散させるようなことも考えております。また、そういったハード面のみならず、実際、牧畜民をグループ化することによって、よりそのマーケットにアクセスしやすくする。そういったソフト面のアプローチも、現時点では想定しております。

○村山委員長 では、他いかがでしょうか。作本委員。

○作本委員 簡単なことで質問させてください。我々は今、手元に環境配慮ガイドラインを参照させていただいておりまして、1.8に緊急時の措置というようなことがあり、この案件に係るんじゃないかと思います。まず、今、田中さんからご質問がありました総合開発及び緊急支援計画、2つのちょっと性格の違う内容が横並びにされているということで、この事業はどちらに傾斜しているのかということ、今、ご質問されたばかりかと思えます。

このどちらかということはもう一つあるんですが、ただ、我々が今ご報告いただくというのは、このガイドラインの1.8、4ページですが、これに該当する場合に、少なくとも我々は報告を受けるといふ立場にありますので、その結果を公開するという、そういう役割を負っています。そこでまずカテゴリー分類、これは、今いただいた資料の中でBだと書かれています。次の緊急の判断と実施する手続が、合わせて3つあるわけですが、実施する手続についてはこの1の(4)で記述されているということで手続を行いますということになっていますが、この緊急性の判断なんですが、ここで今、先ほど田中さんのご質問とダブってしまうんですが、これは例えば(6)の背景に書いてありますような、一刻も早く、こういう対応能力を向上させることが求められている、このような文脈の中に、この緊急性の判断、これを見出すということで理解してよろしいでしょうか。というのは、我々はこのガイドライン上3つのことを確認しなきゃいけないという責任がありますので、そのように理解してよろしいでしょうか。

○花井 はい、ご指摘のとおりだと思います。背景のところにも書かれているとおり、干ばつの到来は、今年の7月にもまた干ばつが再来することも想定されておりますので、そういった意味で、緊急時の措置を適用していただければなというふうに考えております。

○作本委員 わかりました。じゃ、私は、このガイドラインに書かれている1.8に係る3つの事項を確認ということは、一応いただいた書面にあらわれているというふうに理解させていただきました。ありがとうございます。

○青木 事務局からですが、ただいまご指摘された点を、こちらに報告をさせていただく前に確認しております。

○村山委員長 では、よろしいでしょうか。長谷川副委員長。

○長谷川副委員長 今の箇所、1.8ですけれども、緊急性を鑑みて、どんな判断をして、それから実施する手続をするかということを我々委員会に報告するという、ここまでは今やっている段階だと思うんですね。その手続の結果をもう一度、我々委員会に報告してくれるという書きぶりはないんですよ。公開するという言い方はあるんですけれども。もう1枚いただいている1枚紙のこのペーパーのほうで、「本格調査においては必要な環境社会配慮手続を行う。」というふうにあるんですけれども、ですからここでいっている必要な環境社会配慮手続というのは、今ここでやろうとしていることのものなのか、あるいは別途、同時並行でやって、もう少し時間をかけながらやることを意味するのか。それがはっきりしないと、この1.8でいっている、次に我々が報告を受ける内容というのがちょっ

と明確でないんですね。この辺はどういうふうに、我々は理解させてもらったらいいのかなと思ったんですが。

○村山委員長 今の点は手続上の問題ですね。

○長谷川副委員長 この文面をそのまま読むと、手続はこうやりますよということは、我々はこうやって報告を受けるんですけれども、その手続に従った環境配慮については我々は報告を受けますということまではいっていないんですね。そのところと、もう1枚のペーパーのところの配慮の部分の整合性というんですかね。

○村山委員長 わかりました。今の点は、そうすると、今日扱っている3件に共通した問題という理解でよろしいでしょうか。そうしますと、今日はこれの3つ議論をしていただいた後に、整理したいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

では、この案件自体に関する議論は、大体これぐらいでよろしいですか。

私からも1つコメントをさせていただきたいんですが、協力期間3年ということで、先ほども次長のほうからお話があったように、歩きながら考えるという点が多分あるんだと思いますけれども、3年間の長期ということで、当初想定されなかったような影響が出てくる可能性もある。そういう意味では、今の言い方で言うと、順応管理、アダプティングマネジメントみたいな考え方が多分入ってくるんだと思います。そういう意味では、カテゴリーBであっても、場合によってはAに近いようなことが出てくるかもしれないと思いますので、そういう意味では、今、長谷川副委員長がおっしゃったような点にも関係しますが、今後必要に応じて、ぜひご報告をしていただくような機会があればいいかなと考えています。

では、よろしいでしょうか。では1つ目の案件についてはこれで終わらせていただきます。

2つ目ですが、2番、3番ありますが、どちらからいきましょうか。順番でよろしいですか。

○青木 2番、3番の順番でよろしくお願いします。

○村山委員長 わかりました。では、次、エチオピアのこちらの緊急開発計画策定調査となっております。では、ご説明をよろしくお願いいたします。

○天目石 どうもありがとうございます。JICA農村開発部の天目石と申します。今日はエチオピアとケニアと2件ございます。いずれもアフリカの角の案件、そういう文脈です。先ほどケニア事務所の次長、花井のほうから既に説明がありましたので、その緊急性とい

う点に関しては省かせていただきます。

案件名が、エチオピア国「農村地域における対応能力強化緊急支援計画策定プロジェクト」です。スキームに関しましては、開発計画調査型技術協力となっています。協力期間に関しては今年、今月3月から、可能であれば3月末から行いたいと思っております。全部で3年間ということを考えております。カテゴリー分類はB。（4）は飛ばします。

事業の目的のところに入りますけれども、今回の対象地域に関しましては、ソマリ州、これはソマリアとの国境に沿ったところですよ。あとオロミア州、特に南部を中心に考えております。これはエチオピアの南部のほうになってまいります。エチオピアに関しましては、アフリカの角の干ばつで450万人を超える人たちが危機的な状況に陥ったというふうに言われております。今回の対象のソマリ州、オロミア州に関しましては、その8割が居住していたというふうに言われております。今回はソマリ州と、オロミア州に関しては、その中でも深刻であった南部のほうを、主に対象にすることにしております。

事業の目的に入りますけれども、度重なる、発生している干ばつに対する対応能力を強化するというので、まずオロミア州の牧畜民を対象に、水へのアクセスの改善、これはため池とか浅井戸、そういったものを想定しています。2番目として農業の生産の安定化、これは農業技術の指導を行うことにしております。3番目として、畜産マーケティング能力強化、これは干ばつの時に自然草地、これが減少してまいります。過剰にいる家畜に関してはマーケットのほうに出荷していくというのが必要なんですけれども、今はそれほどマーケットというのがないのが現状ですので、マーケットへのアクセスを強化していくというようなことを考えております。

2番目として、ソマリ州の元牧畜民、もう牧畜ができなくなったような人たちが多数おります。そういう人たちを対象に、灌漑農業の改善、灌漑施設のリハビリなどを行って、さらに技術指導を行っていくというようなことです。農業で食べていけるようにしていこうと。さらに、オロミア州の農家を対象に、天候保険とか、天候保険というのは一定の降雨が得られなかった場合には支払いを受けられるという、そういったものです。あと、適正技術の導入などによって、リスクの回避能力、これを高めていこうと。そういう支援を行うものです。干ばつに対する対応能力の強化というのも短期間で高めていこうということです。

この背景に入りますけれども、今回の対象地域、ソマリ州と、オロミア州の特に南部のほうになってまいりますけれども、降水量が極めて少ない地域になっております。牧畜

によって生計を立てている人たち、あと不安定な降雨に依存した天水農業を行っている人たちがいます。しかしながら、先ほど花井のほうからありましたけれども、また近々干ばつが来るような可能性も指摘されております。そういった時に対応できるように、速やかなアクションをとり、彼らのほうの能力の強化を図っていくというようなことを想定した案件です。

説明は以上です。

○村山委員長 どうでしょう。続けてご説明いただいたほうがいいですか。

○天目石 わかりました。

では、続きまして、ケニアの案件のご説明をさせていただきます。案件名に関しましては、ケニア国「半乾燥地小規模灌漑開発管理プロジェクト」です。スキームはこちらも一緒です。開発計画調査型技術協力です。こちらの案件の協力期間は、2012年の4月ごろから3年間を想定しております。カテゴリー分類はBで、先ほどの案件と一緒にです。

事業目的に関しまして、こちらの案件は、干ばつの影響が受けやすい地域、今回、リフトバレー州、これはケニアの若干西側、北のほうから細長くある州です。東部州、これはリフトバレー州の隣にあるような州なんですけれども、さらにコースト州、海のすぐ近くです。いずれもこれは半乾燥地というふうにいわれているところです。におきまして、農民参加型の小規模灌漑事業の実施モデルをつくっていくと。これは早急につくるというようなことを考えております。

具体的には、パイロットサイトを設けます。その中で小規模灌漑施設の建設。これは農民参加で行うことを想定しています。さらに建設を通じた農民の育成、特に建設した後は維持管理を農民自身で行えるようにということを想定しております。小規模灌漑施設をつくった後、やはり作物をつくる必要がございますので、営農、この部分の技術の指導、そういったことも行ってまいります。それとともに、パイロット地区だけにとどめることなく、水灌漑省が所管官庁になってまいりますけれども、水灌漑省の政府の職員の小規模灌漑事業の実施能力を高めていこうと。最終的にプロジェクトの終了後は、パイロット地域、パイロットサイトに限らず、他の地域に対してもこの取り組みが展開できるようにしようというようなことを想定しています。

背景に関しましては、今回の対象とするこの半乾燥地です。極めて天候に脆弱でして、干ばつが発生すると作物生産が絶対できなくなります。さらに食料の確保すらもできなくなる。そういう脆弱な地域です。特に農業生産上、皆様ご存じかと思いますが、水が極めて

重要です。水があれば作物はつくれる。ただ、なければつukれない。大変厳しい状況に置かれます。そこに関してアプローチをしていくというようなものでして、ケニア政府も、小規模灌漑施設の建設によって灌漑を進めていくというのは、今、大変重要視をしているところです。

実は今年の1月、現地で調査を行いました。その時にも小規模灌漑施設の建設に対する小規模農家さんの強いニーズというのを確認しております。今後、これも一緒です。ケニアの半乾燥地においても、今後干ばつ、これが起こるんじゃないかというような指摘をされておりますので、そのときに対応できるような能力を高めていくというようなことが目的になっています。背景の最後のパラグラフに示しております、このウのところ、小規模灌漑施設の建設を早急に行って、次の干ばつに備えていくというようなことが1つあります。それを通じて、農民参加型の小規模灌漑施設の建設、その事業モデルというのをちゃんと確立し、そのモデルを将来的には全国に広げていけるように、行政官の能力向上も図っていかうというようなことを狙いとしております。

以上です。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今2つのご報告をいただきましたが、何かご質問、コメントがありましたらお願いいたします。

作本委員。

○作本委員 この今の2つの案件のお話を聞いていまして、大変なことだと思います。今まで農牧にかかわっていた人たちが一定の場所で農業を行うということで、営農という言葉を使われていましたけれども、やはりそこには技術だけでなく、いろいろ技術を教えるような訓練過程というか、そういうのもやはり必要だと思います。私のほうのアジアの感覚ではわからない状況もあるかと思うんですけれども、ちょっと教えていただきたいのは、やはりこれまで牧畜というか、そういうのをやっていた人たちが定住して農業を行うに当たっての大きな意識変化というか、灌漑施設はもちろん大事ですけれども、何がどう変わっていくと、定住して農業を営もうかというか、営農の意識を持ってくれるのかなと。一般的な質問で申しわけないんですけれども、そこら辺をちょっと知識として教えてください。

○天目石 ありがとうございます。牧畜民、遊牧民というのが以前からいたんですけれども、彼らはそれを生業と長々としてきたんですね。ですから、彼らはそれに対する愛着と

いうのはもちろんあると思うんです。ただ、それではもう食べていけないというような状況が発生しておりまして、仕方なく、家族で遊牧しているような人たちもいるんですけれども、それではなかなか難しいということで、お父さんとあと息子さんだけが遊牧をしていて、女性と他のお子さんに関しては定住していくような、そんな危機回避の戦略をとっているような人たちも出てきております。それでも食べていけないような人たちも実際に発生していますので、そういう人たちに対しては、やはり農業で食べていけるようにということで、まずは水がないことには農作物がつかれませんので、それで小規模なインフラをつくっていったり、それで農業技術も教えてあげることによって、彼らはなかなか遊牧では難しいというふうに感じている人たちが一定程度おりますので、そういう人たちに関してはそういうインフラ整備を行い、技術を指導してあげることによって、農業でちゃんと食べていけるようにというような意識を持っていただこうというようなことが狙いになっております。

○作本委員 ありがとうございます。例えばその場合に、昔の植民地時代のことを思い出しちゃって、モノカルチャーだとか、最近ではジャトロファとか、そういう単一の、場合によっては食べられないような作物類をつくるなんていうことではないですよ。やはり彼らがまず自立して、商品作物であれ、経済的に成り立つようなそういう意味での営農ですよ。

○天目石 はい。おっしゃるとおりです。これも最終的には、対象になる農家の皆さん、農家といいましょうか、対象になる方々がご判断されればいいんですけども、まずは食料自体が厳しい状況になってまいりますので、自給用にフードクロップをつくるという選択をするかもしれません。ただ、その場合にはやはり、小規模な灌漑施設をつくる場合には維持管理、これ、コストもかかってまいりますので、そのことを考えますと、マーケットで売れるようなものをつくっていくほうが望ましいとは言えます。

○作本委員 ありがとうございます。

○田中副委員長 お尋ねいたします。2つありまして、一つは、特にこの半乾燥地の小規模灌漑開発管理プロジェクトのほうですが、こちらのほうは小規模灌漑施設を整備していくということなんですけれども、そもそもこの水源をどういう形で確保するのか。そういう何か目当てといいますか、一応ターゲットがあるのかどうか。これが1点目です。

それから、もう一つは同じこの案件で、例えばケニアの案件でいけば、できるだけ次の干ばつの発生時に備えることを目指して早急に整備をしていきたいということなんです。

全体のこの3ヵ年のスケジュールの中で、次の干ばつは先ほどのご説明でいけば7月ぐらいにはもう発生する可能性があるとする、全体のスケジュールの中で、今回3.4.2の手續、詳細計画策定調査を省略した後、端的に言えば、マスタープランのようなものはどのタイミングでできるのかとか、全体のスケジュールの相場感というか、スケジュール感を教えていただきたいと思います。その2点です。

○天目石 ありがとうございます。まず水源に関しましては、これは、対象にするところはしっかり水源があるところ、乾季も涸れないところが対象になっております。乾季も水量が維持できるところと減ってしまうところと、これはございます。ただ、乾季に涸れてしまうようなところは対象とはしないということを確認しております。

2点目のマスタープランということですが、この案件に関しましても、いわゆるマスタープランを策定するというようなことは想定しておりませんで、技術パッケージといたしまして、そういうマニュアル類とか、そういったものが、実はもう既に素案のようなものはございます。ただ、それが半乾燥地にもちゃんと適用できるかというのはわかりません。

従いまして、予定どおり進められれば、ケニアに関しては4月から6月ぐらいに雨が降るというふうに認識しておりまして、その後、7、8、9ぐらいが乾季になってまいります。我々の想定では、その7、8、9の段階で、早い地区に関しては小規模灌漑施設の建設のほうに入っていくと。万が一、干ばつが来ても、水が全く涸れてしまうところは対象にいたしませんので、ある程度の農業生産というのができるんじゃないかと。そういったことを続けていく。いきなり数を増やすわけにはいかないの、まずできるところからそれをしていくと。それで、最終的にこの3年後には、その経験、知見も得られますし、教訓も得られますので、それを技術マニュアルのほうに反映させていって、半乾燥地に幅広く活用していこうというのが、我々のざっとしたスケジュールになります。

○田中副委員長 先ほどもご議論があって、つまり3.4の開発計画調査型技術協力という、このプロジェクトは一応、手順が決まっているわけですね。3.4.1、3.4.2、3.4.3。そのところが、この3つの案件について、いずれも事業の実施と、ある意味マニュアルというか、ある種のフレームをつくって相手方にお渡しをすると。それである程度支援をしていくんだと。そういうふうに聞こえたんですが、そうすると、今回は詳細調査部分を、詳細計画策定調査部分を省略するということなんだけれども、むしろ直ちに事業にいきいたい。事業プロジェクトにいきいたいと、そのように聞こえるんですね。その実施する策定の

手続、あるいは省略する手続というのが何なのか。ここではこういう詳細計画調査を省略すると書いてあるんだけど、何か整理の仕方があるようにも思うんですね。これは共通の話なので、また後で共通の話題として扱っていただいてもいいかもしれません。

○村山委員長 では、平山委員。

○平山委員 田中委員が第1点目にお聞きになったことを、まさしくそのとおりお聞きしたかったですけれども、今お答えをいただきましたので、その件はわかりました。もう一つ、それとの関連でお伺いしてみたいのは、前のエチオピアのほうに、例えば干ばつに対する対応能力を強化するとか、最初の調査でレジリエンスとか、それから、自然資源の管理とか、そういった言葉があるのですけれども、そういうことを、例えば小規模の灌漑施設事業等で対応していくという時にどのぐらいの効果といたしますか、例えば被害地域が非常に大きくあったらその中の何%ぐらいに効果が見込めるとか、そのような意味でのこの緊急プロジェクトの位置づけといたしますか、私はアフリカのことはよくわかりませんが、イメージがわからないということでお聞きしているのですけれども、そこらのところはどういうふうに思っていたらいいのでしょうか。

○天目石 どうもありがとうございます。事業自体は、例えばケニアの小規模灌漑の件に関しましては、規模が小さいところで20ヘクタール、30ヘクタールですとか、大きいところだと500ヘクタールですとか、そんなことを想定しております。そこをどれぐらいの人たちで土地を所有しているかということで、受益者数というのは変わってまいります。ただ、それを行うことによって、最終的にはケニアの案件であれば、技術書といたしますか、マニュアルのようなものに落とし込んでまいります。従いまして、最初の段階では効果が出てくるというのは点にすぎないかと思えます。ただ、それを点で終わらせることなく、もっと広げていこうというのが我々のほうの狙いでして、ですから、実際に本当に花が開いていくのは、協力がどんどん進んでいってから、それがじわじわと、うまくすれば広がっていくのかなというふうに思っております。

○平山委員 イメージとしては、例えば非常に有名なアラル海の問題などありますけれども、先ほど水源としてはあるのだというふうに田中委員のご質問にお答えになりましたけれども、その水源から今のように点をどんどん広げていくと、その水源もアラル海ほど大きなものは多分アフリカにはないはずで、そうすると、そこはすぐ尽きてしまうのではないかという気がするのですけれども、そこらのイメージはどういう感じなのでしょうか。

○天目石 ありがとうございます。今回、対象にするところは、水はあるもののそれが活

用されていないところをちゃんと活用していきましょうというのが狙いになっておりまして、ですから、そのことによってウォーターリソースに何か負の影響とか、そういうことは、我々は基本的にはそれはないのかなというふうに考えております。今あるもの、使っていないものをちゃんと使っていこうというのが基本的な考え方です。

○平山委員 それを使った場合の効果のようなものですが、どのくらいの効果が見込めるのかなということをちょっとお聞きしてみたいのですが、初歩的で申しわけありませんが。

○天目石 今回に関しましては、受益面積がどれくらいになるかということにもよってまいります。あと、そこで何を生産するかということにもよってまいります。お伝えしましたとおり、小さいところでは20ヘクタールぐらい、大きければ500ヘクタールとか、そういうところも可能性があるだろうというような想定をしております。それを我々の想定では、3年間で30カ所ぐらいできないかというようなことを考えておりまして、それで知見と教訓をしっかりと蓄積していった、それを技術マニュアルとかそういうところにちゃんと反映していこうというふうに考えているところです。

○平山委員 すみません。しつこいようですが、干ばつの時期、60年来の歴史的な干ばつの時期においても、そのような水源というのは何十カ所もあるものなのでしょうか。

○天目石 はい。これはもう既に確認をしております、ケニアの水灌漑省のほうに既にリストアップしております。それはございます。

○村山委員長 では、満田委員。

○満田委員 この緊急時の措置に関するコメントというよりも、この事業に対するコメントなんですが、要はそのパイロット事業をやってそれを広げていくというようなことなんですが、私もアフリカについては詳しくないんですが、恐らく、一言で牧畜民といっても、多様な文化的なスタイルを持っていたりというような、一言で言えないようなアイデンティティを持った方々なのであろうと。それはそれなりに確立されていて、彼らとしても大切にしたいというものなんだらうと。この干ばつが、そうはいくものの生死にかかわるようなものということで、定住を決意されるような、そういった事態になっているんだらうと思うんですが、つまりパイロット事業として、いかに参加型といっても、ある程度、既に内容が決まっているようなものを導入して、そこでの知見を横に広げていく時に、そこをきちんと限界をわきまえた上で広がらないと、ひょっとしたら、場所によっては全く違うような事情を抱えているというようなことがあるんだらうなと思いました。

ですから、前半の先ほどのコメントの結論としては、やはり個々の各地域の牧畜をやっている方々の民族的な特性とか文化とかに、非常にこれは大きい影響を与え得る話だと思うので、そこら辺は十分配慮されるべきだろうと。現地の専門家にきちんと入ってもらって、当然やられることだとは思いますが、念押しさせていただきます。

先ほどの平山委員のご指摘にも関係するんですが、やっぱり半乾燥地における灌漑事業って、それなりの影響をもたらす可能性はあると思うんですね。特に500ヘクタールともなると、それなりの規模だと思うんです。ですから、そこら辺も灌漑農業の、これも当然やられることだとは思いますが、他の水事業との競合が発生したりとか、塩害が発生したりというようなことも見聞きしておりますので、そこら辺はそれなりの評価をされた上で、いかに緊急といえども、されたほうがいいのかというコメントです。

以上、2点です。

○天目石 貴重なご助言、どうもありがとうございました。ご指摘のとおり、それぞれのコミュニティによって文化的な背景ですとか、そういうものはもちろん違いがあるだろうというふうに想定しております。この部分は、いわゆるそれぞれのコミュニティのアイデンティティとか、そういうところは十分意識して取り組むように考えております。あと塩害、水争いで、現段階ではそういったものも可能性としては特に確認はできておりませんが、万が一そういうのが出てきそうな場合には、もちろん配慮して事業を進めたいと思います。

○村山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今の満田委員に続きますけれども、やはり水のことが今後共有化されていく時に、従来なかった関係性がその民族の間でも、民族の中でも起きてくると思います。水利権のことも出てくる。水の利用という意味での水利権ですけれども、それをどういうふうに分配していくかとか、そういう中で、どういうふうに季節に応じて出てきた、水によってもたらされた利益をお互いに共有していくかというようなところまで出てくると思いますので、やはりある程度の、ただつくるだけではなくて、やはり民族、部族の人たちとの何かしらのコミュニケーションの場をある程度つくっていかないと、多分後々これそのものが何かお互いの資源の略奪じゃないですけども、取り合いになっていくような危険性も出てくると思いますし、そもそもそういうような水利用に対しての経験を持っていない、今までのライフスタイルががらっと変わるということを考えますと、十分にその民族、部族間のコミュニケーションの場をつくられたほうがよろしいかと思います。

以上です。

○天目石 どうもありがとうございます。今回の事業に関しましても、個々の農民がということではなく、いわゆる水利組合、こういったところもちゃんとつくって、そこがさまざまなこと、住民参加の維持管理だったり、そのみならず、幅広く議論していくこととなると思っています。いずれにしましても、ご指摘いただいた点に関しては十分配慮して取り組んでいきたいと思えます。

○村山委員長 松本委員。

○松本委員 私はこれ、緊急にするということに対して、今後考えてほしいことなんですが、自然災害への緊急支援といえば普通に理解します。しかし、お話を聞くと少し違和感を感じるのは、私は緊急というのは、元に戻るまで持ちこたえられるようにするのが緊急、つまり元に戻れば普通に生きていける人たちが、何かがあって困っていると。それを一時的にサポートして元の状態までサポートしましょうというのが、私が理解するところの緊急なんですね。

ところがこの事業がこういうふうにな、議論になっているのは、干ばつが大変だということとは理解しますが、一方でその対策は開発なんですね。余り緊急措置ではないわけです。つまり、変容させようとしているわけですね。だからこそ、本当にこれは緊急という、いろんなものを省略したやり方でいいのかという議論に、私は発展していると思っているんですね。

なので、水がなくて、本当にすごい異常な干ばつで困っているから、緊急に給水の何か水を、本当に水としてどこから持ってくる。それならまだわかるんですが、恒常的なインフラをつくって、そもそも生計スタイルそのものまで変容させていこうというのを、本当に緊急でやっていいのかということには、干ばつの問題があることは事実だし、だとしたら、JICAは20年前から恐らくこの半乾燥地帯で、何か乾燥地帯なりの農業支援プロジェクトをしてきたはずですから、その知見をもとに何か開発をやるのなら別ですけども、この時点でこういう変容をもたらすようなプロジェクトを緊急でやることについては、私は違和感を感じます。本当にこれを緊急でやっていいのかは疑問を感じたということです。

○原嶋委員 今、松本先生がおっしゃったこととかなり似ているんですけども、緊急ということで3年間の事業というのはちょっとなかなか理解しにくいんですね。7月まで、8月までという話の対応であればわかるような気がするんですけども、緊急だといいいながら3年間の事業というのは、そもそも全体として位置づけがおかしいんじゃないかとい

う気がするというのが1点。当然その間、今のお話ですと、ステークホルダーミーティングなんかは、やらないということではないんでしょうけれども、やることを免除されると言い方は変ですけども、やらないで済むということと等しいことになるわけなので、事業全体の問題のことはともかくとして、位置づけの問題としてはちょっと少し、ここでいう緊急ということで3年間というのは非常に違和感を感じる。

もう1点は、今と関連して、ここに3枚とも共通してありますけれども、ここで言うところの緊急の措置と本格調査という、そこはどういうふうに考えているのか。3年間以降のことを本格調査と言っていらっしゃるのかどうか。あるいは、今後いろいろと世界のドナーが協調して、いろんな事業をデベロップされるんだと思いますけれども、ここでいうところの本格調査というのは具体的にはどういう段階を指しているのか、ちょっとわかりにくいので、今の2点は非常に気になる場所ですね。

○天目石 ありがとうございます。緊急的な支援、協力の認識の仕方というところなんだと思っております。我々自身は、最近気候変動の影響もありまして、大変天候自体が相当不安定になっていまして、今年、ラニーニャ、そういうのも何か発生していて、この夏、日本でいう夏、また干ばつじゃないかというようなことが実際に出てきています。一昨年の秋ぐらいから去年にかけて、アフリカの角、大変なことになりましたけれども、これまで余りなかったものがちょっと頻度が上がってきた。その2年前にも起こっている。場合によっては今年もというような状況になっておりまして、我々自身は即アクションをとって、できることは行い、それで知見を一刻も早く蓄積し、それを例えばケニアの案件であれば、技術マニュアルとかそういうところに反映させていかないと、これはもう差し迫ったリスクというふうに考えまして、それで事業を行うことを、今、考えている次第です。

ですから、我々自身は、このアフリカの角に関しては手をこまねくことなく、速やかにアクションをとるべきだろうというふうに判断した次第です。その対象地域において、人々の生活スタイル、生計とか、そういうところまでに影響を与えるんじゃないかというお話は、確かにそういう一面はあるかもしれませんが、我々、むしろ既に今厳しい環境にある人たちを対象に、その状況を改善してあげるべく、一刻も早くアクションをとるべきというふうに判断したものでして、ですから我々自身はネガティブな影響というよりも、プラスの効果というのが非常に大きいという判断はしております。

○原嶋委員 緊急性が高い事業であることは別に否定しないんですけれども、JICAのガイドラインでいう緊急を要する場合ということなのかということなんですよね。せめて7

月や8月ぐらいのことまでだったらわかるんですけれども、その後ずっと緊急措置を3年間すると、緊急じゃないですよ。ある種、恒常的な状態と言っても過言ではないぐらいで、問題がシリアスだということはよくわかるんですけれども、その位置づけってどう考えていらっしゃるんですか。

○青木 ありがとうございます。今のご質問は審査部にもいただいているものと理解してなんですけれども、一つは緊急かというお話で、1.8の緊急時の措置というところを見ますと、緊急を要するという話は書いてあるんですが、いわゆる緊急支援かどうかということではないんですね。ここに書かれているのは復旧、震災後の復旧、あるいは紛争後の復旧支援ということで、例えば先ほど松本委員がおっしゃったような、干ばつで水がないなら、水をまさに持ってくるというような支援であれば、逆に私どものスキームで国際緊急援助隊というのがございまして、毛布であったり、そういったものを支援するという、まさに直接的に短期間でやるものもあるわけです。他方、まさに緊急というよりは復旧という、多少期間の長いものを支援するに当たって、緊急にスタートする必要があるというものについて、ここでご報告をさせていただいているのではないかというふうに理解しております。

あと、2つ目にご質問があった本格調査というのはどこに当てはまるのかというのは、今回は、実施できません、すべてのペーパーには、実施する手続と書いてあるんですけれども、逆にここに書かれているのは、詳細計画策定調査は実施できませんということをご報告していきまして、(2)で協力期間が3年であったり、書かれているものが、すべてこれは本格調査というか、本体部分になりますので、先ほどのご質問の本体はどこかというのは、この3月から始める3年間なりのものを本格調査とさせています。例えば、このエチオピアの農村地域におけるというプロジェクトですと、2番目に協力期間2012年3月から2015年3月と、これがまさに本体です。ですから、本格調査というのはこの期間を指しております。その準備段階であります詳細計画策定調査を実施できません、省略しますというご報告を、今回しております。

○原嶋委員 それでこの後の本格調査においては必要な環境社会配慮を行いますとあるんですね。ここの本格調査というのは、この3年間のものではないわけですか。それ以降の。

○青木 この3年間です。

○原嶋委員 この3年間のものを指しているんですか。

○青木 はい。ですので、先ほどテレビの向こうから花井も申し上げましたけれども、最

初に取り急ぎパイロットプロジェクトというような形で簡単な建設のものを行う際にも、全く環境社会影響というのを無視するわけではなくて、その前段階で調査はしていくと。それで影響が非常に大きい、それを緩和するなりの作業ができない場合には、そのサイトは外すというようなことももちろん踏まえて行われます。

○原嶋委員 ちょっと杓子定規な質問で本当に申しわけない。大変な問題で申しわけないですけれども、ガイドラインの手続を省略するというのがありますよね。これはどの部分について、ガイドライン3.4.2の項の手続を省略するということなんですか。ここでいうところの本格調査については3.4.2項の手続は省略しないということ。ちょっと今ごめんなさい。

○青木 3.4.2の詳細計画策定調査段階の作業を省略します、ということです。

○原嶋委員 本格調査において。

○青木 本格調査の前段階で通常は行われるべき詳細計画策定調査の中で行われる環境社会配慮の確認を省略しますということです。

○松本委員 ちょっと原嶋先生のを引き取らせていただいて、つまり、よくわかったのは、緊急という言葉に心が行っていますけれども、どうも趣旨は3.4.2をやるような事業ではないから、3.4.2を飛ばすと。でも飛ばすためには、このガイドライン上は、1.8を適用するしかないというふうに、逆に読み取れてしまうんですね。つまり、緊急かどうかを詰めているというよりは、緊急かどうかはとりあえず理由として入っていますけれども、それ以上に、今回の例えば3件にしてみれば、3.4.2って、これちょっと要らないでしょうというふうに読み取れて、今のお話を聞いていると、その程度の違いしかないんじゃないかという気がしてならないんですね。

だとすると、何かそれを緊急であるからという理由よりも、この事業、特に開発協力調査型技術協力の場合、確かに3.4.2のようなものがなくてもいいんじゃないかというようなカテゴリーB案件はあり得るんじゃないかというふうに思うんですが、それを全部緊急だからというところにいくと、こういうやや原則論ばかりを議論してしまうような話になってしまうので、そこは本当のところ、どうなんですか。つまり、私もそうですし、原嶋先生もそうだと思いますが、やはり緊急でこのプロジェクトというのがしっくりいかないところがあるので、そこは実際どうなんですか。

○青木 3.4.2を省略するプロジェクトを緊急として持ってきているわけでは、当然ないです。ですから、当然ながら、緊急性の高くないものについて、理由をつけるために1.8

を活用しているわけでは、当然ありません。他方、3.4.2としてガイドラインの中で、開発調査の前段階としては、詳細計画策定調査というふうに銘打っているんですが、この中で予備的スコーピングですとか、環境社会配慮調査のTORですとか、こういったものを踏まえた文書を作成して公開をする。これが環境社会配慮の中で、詳細計画策定調査の中の環境社会配慮部分でやられる作業なんです、こちらは通常ですとやることになっています。

緊急でないものについて、これをやる必要がないということは当然ありませんので、当然、その本格調査が始まる前にそういったプロセスは踏んでいくわけなんです、緊急だというものについて、このプロセスを踏む時間によって遅れが生じてしまうような場合には、本格調査の中できちんとBならBレベルの環境社会配慮確認をしていくということをお知らせした上で、3.4.2というプロセスを省略をしたいという報告をしている次第です。

○村山委員長 一通り論点は出していただいたというふうに理解してよろしいでしょうか。作本委員。

○作本委員 私もちっとまだはっきりはしないんですけども、1.8の緊急時の措置の規定を読ませていただきますと、やはり緊急性が高くガイドラインに従った時間がないことということが後段に書いてあるんですが、その具体的事例として示されている、この2つは復旧なんです。何か事件、事故が起こって、それを復旧する範囲でのみ、この緊急措置の用語が使われているのでないか。その緊急性の中身を説明するために時間的な余裕がないとか、そういうことを補足している、そういう書き方になっていると思いますので、そういう意味では、先ほどの天災というんでしょうか。そういう自然災害があったということが、この直後の復旧ならばこれは入るでしょうけれども、やはりそこでマスタープランまでつくろうとすると、やっぱり裾野が広すぎるんじゃないでしょうかというような批判を受けても仕方がないんじゃないかという気がするんです。この1.8の規定自体が、そのあたりをどういう考え方でつくったのかにも遡るので、何とも言えませんが、少なくともこの規定の読み方としては、何か事故が起こった、事件が起こった、その復旧の範囲でのみこれが適用されるというような書き方になっているんじゃないかと思うんです。

○青木 ご質問ということで、ありがとうございます。例えば緊急開発調査の今回のようなケースではなくて、急ぎパイロットプロジェクトのようなもので、原状復帰するですとか、次年度、翌年の干ばつに備えるですとか、そういったものが全くない、例えば3年か

けて開発計画をつくっていきますというものは、なかなか対象になり得ないと思います。今回の場合ですと、原課からも説明がありましたけれども、開発計画をつくっていった、その後に何かインフラをやりましょうという、本当に準備段階というよりは、パイロットプロジェクトなり、実際に建設を踏まえて、それを反映するような形で住民のレジリエンスを高めていくというものがありませんでしたので、そういう意味では、まさに計画をつくるという、仮の作業を前段階で長い時間がかかるというものではないというふうに理解しております。

○作本委員 やはり復旧だけでは恐らく次の目処がたたないし、次にまた干ばつが近いうちに来ることが予想されている。そうすると、復旧支援などでという、この「など」にも一つ、何か皆さん方のご議論があったんでしょうかね。先ほど私は事件、事故ということだけを言ってきたんですが、復旧支援などでというこの「など」には、何かもう一つ議論の過程で、ガイドラインをつくるときに、何か含めていたものがあったんでしょうか。僕はこの疑問が解消できないんですが、そういう意味では復旧プラスその周辺ということが浮かび上がってくるのやら、何とも読み取れないんですが。

○吉田 すみません。事務局の吉田と申します。私がこの部署に来たのが、ガイドラインが策定された後で、むしろ有識者委員会からいらっしゃった方はこの場にも何名かいらっしゃるので、私よりお詳しいかと思うんですけれども、その当時の議論を少しご紹介させていただきたいと思います。

その場の議事録をこの場に持ってきておりませんので、何回目の議論かを、今現在明示できなくて大変申しわけないですが、この1.8の項を議論させていただいた時には、どういったスキームが想定されるかというところの議論が実際ございました。そこに関して申し上げますと、開発計画調査型技術協力の今回のような災害ですとか、紛争後の復旧支援というところのパイロットプロジェクトというのが想定されるとJICAから説明しており、まさに今回のようなアフリカの角の干ばつに対する緊急開調のパイロット事業というのが、ガイドライン策定の時に議論させていただいたモデルケースに該当するというふうに考えております。

こういった事業というのは、旧JICAのガイドライン、2004年4月の版のものでですね。そのときから類似の条項はございまして、その時のガイドラインのもとでは、同じく旧審査会のところで、同じような形でご報告させていただいており、パキスタンの地震に伴う緊急開調ですとか、あるいは津波の時のその後の復旧に伴う緊急開調ですとか、そういった

ところでこの1.8の緊急時の措置というのが適用されるというのはご説明してきております。ですので、今回、ガイドラインが2010年版に変わってから、何か実態として変わっているかということ、実際そういうわけではなく、旧審査会の頃から同じような運用として我々としてはやらせていただいているという認識でございます。

○谷本委員 議論を聞かせていただいている、これは根本、水をどうするかという、半乾燥地、干ばつということですね。そういう条件があって、それで水をどうするか。基本的にインフラはありますけれども、水ということですね。

最初のケニアのこと、エチオピアのこと、2件のことは、ある面で言うと、住んでおられる方々が生きていけるか。ある面で水を確保するというのは、まず最初は飲むための水か、使う水ですね、人間が。その次が家畜ですね、こういうところでは。ですから、こここのところを対象にしておられるのだから、緊急というのは、私はそういう面では理解できると思います。干ばつの危険性が高いということであればですね。

他方、3件目を読ませていただくと、そのように読めるかなというのが、ものすごく先ほどから考えています。(6)の背景のところを読ませていただければ、これは要するに灌漑事業をやっていく上での位置づけなんですよ。これ、別にケニアであろうが、エチオピアであろうが、あるいは干ばつの危険性が高いところであろうが、すべて天水でやっている。雨季に雨が降らない。まさしく干ばつですよ。だから灌漑の施設が必要だと。これはインドネシアだって、タイだって、どこだって同じことなんですよ。

ですから、この3のところを、私はやっぱり、松本委員が本当に指摘されましたけれども、緊急と読めますかと。この書きぶりだったら、私は非常に難しいと思うんですね。申しわけないんですけども、そういうふうなまさに灌漑事業のあり方ということからすれば、これは通常の灌漑事業ですねというふうに読まれると思うんです。ですから、緊急ともしおっしゃるのであれば、もう少し書きぶりなり位置づけをきちんとされたほうがいいんじゃないかと思います。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。コメントありますか。

○天目石 ご指摘どうもありがとうございます。少々、舌足らずになっていたところがあるかもしれませんが、ただ、今回の案件に関しまして、通常の灌漑事業とは違う点に関しましては、やはり今回の干ばつにおいて、今回対象にする地域に関しては相当深刻な被害を受けているところです。このまま手をこまねいて何もしなければ、この地域の人たちとい

うのは農業生産ができないような、そういう地域の人たちを対象にしております。従いまして、その人たちが水はある。でも水があるのに、十分使えていないような、そういう人たちに対して住民参加で、農民参加で灌漑施設をつくってあげて、それで農業生産ができるようにしてあげるといような取り組みでして、我々のほうでは緊急性を持って対応しなければいけないものだという判断をして、これまで鋭意努力をして、ここまで持ってきたというような背景がございます。

○村山委員長 満田委員、ありますか。

○満田委員 この緊急時の措置に関して、ガイドライン策定時にどのような議論があったのかというお尋ねだったと思うんですが、正直、余りちゃんと覚えていないんですが、要は、私たちの議論の中で念頭に置いていたのは、この開発計画調査型技術協力の中で、例えば詳細計画策定調査段階とか、マスタープラン、フィージビリティと、この3つの段階を置いて議論していたのは、割と典型的な開発事業を念頭に置いた開発調査型技術協力というものを念頭に置いて議論をされていたということはあると思うんですね。ですから、ご覧のようにフルスペックと書いてあるところなんです。ですから、その3.4.2の詳細計画策定調査段階という、これもそういったようなことを念頭に置いて議論していたという、少なくとも私は認識があります。松下委員のほうから補足していただければと思うんですが。

ですから、先ほど松本委員が言われたように、こういうタイプのよりパイロットをして、それを横に広げていくようなタイプの開発計画調査型技術協力を念頭に置いて、このガイドライン3.4の議論をしたというわけではないんですね。

という意味で、JICAとして、これが緊急かどうかという議論は必要だとは思いますが、こういうタイプの事業において、この3.4.2を適用するのが非常に難しいというような議論があるのであれば、それは一つそうかもしれないとは個人的には考えているところです。その時に、ですから、そこまで、こういう調査を前提にして議論していなかったのは事実だと思います。ただ、この緊急時の措置については、これが緊急なのかどうか、これに当たるのかという議論は必要だと思っています。すみません。

○村山委員長 松下委員、何かありますか。

○松下委員 どこまでを緊急と考えて、どこまでは緊急でないと、そういう議論はあまり明確にはやっていなかったと思います。典型的な事例として、災害復旧であるとか、あるいはいわゆる平和構築とか、そういった事例が頭にあって、あとは個別には案件ごとに緊

急度を考えるということではなかったかと思います。

確かにこの3番目の案件は、これは状況がよくわからないんですが、原因がどうであり、いつまでにどういうことをやれば効果が上がるとか、緊急性があるということがきちんと説明されればいいと思うんですが、ちょっとやはり委員の方々からは、まだ少し、通常の灌漑事業とどこが違うのかというご意見が多かったと思います。最初の1番目の案件は具体的に干ばつがあって、早急に復旧復興が必要だという、そういう点はよくわかるんですが、3番目の案件についてはそういうあたりの緊急性の説明が少し不十分な、そういう印象を受けました。

○天目石 ありがとうございます。ケニアの該当する案件に関しましては、お話ししましたとおり、水はあるのに使えていない。それがゆえに農業生産ができず、大変厳しい状況に今回置かれたということです。これを、このような状況に再び陥らないように、住民参加で小規模な灌漑施設をつくって、水が行き渡るようにして、それで農業生産をしていこうというのが狙いになっておりまして、そこで自給用のものもつくりましますし、ただ維持管理が必要になってくるので、乾季性の高いものであれば、その維持管理コストも出てくる。従って、何もしなければ、この人たちは今度干ばつが来たときにはまた厳しい状況に置かれるという点に関してはご理解いただきたいと思います。

○村山委員長 ありがとうございます。大体よろしいでしょうか。

今年の干ばつに備えるという意味では、もうあと数ヵ月ということでしょうから、その点に関しては私も非常に緊急性があって、すぐ取り組まなくちゃいけないと思います。ある意味、こうした議論をしている時間ももったいないということがあるかもしれません。そういう意味では、こういった形で出していただくことには一定の理解は得られると思うんですが、委員の方から出ているのは、やはり緊急性の説明をより明確にさせていただく必要があって、その点がないと、やはり手続がスキップされるということについて理解が得られなくなるような気がします。今後出てくる案件については、やはりその点を明確にさせていただく必要があるだろうと思います。今日出てきている案件の中にも、もう少し明確な説明を加えていただく必要はあるかもしれません。

それから、もう一つ、先ほど原嶋委員からもありましたけれども、今回3年間という非常に長い期間になっているので、やはりしかるべき時期にご報告をいただくような機会があっていいんじゃないか。例えば今年の干ばつを経た段階、1年かわかりませんが、何かそういうような段階で一度ご報告いただいて、どういう状況だったかという、そうい

ったご報告をいただくという機会があってもいいのかなという気がしました。その点、ぜひご検討いただきたいと思います。

報告という点は、1.8の結果の公開がどういう時期かという、先ほど長谷川副委員長からもありましたけれども、その点にも関係しますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

ということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、この件はこれで終わらせていただきます。

今日は、あとその他ということになっていますが、何か事務局、あるいは委員の方からありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、今後のスケジュール、事務局から確認してください。

○河添 次の会合が4月9日、15時半から、場所は研究所の大会議室ということでございます。第23回ですね。

今の緊急時の措置のお話なのですが、アジェンダが逆戻りしてしまい申しわけないんですけども、緊急時の説明、つまり、我々がどういう場合に緊急時だと判断するかという、クライテリアについては、一度ご説明させていただく会というのを設けるという点、今回の宿題であるという認識ではあります。一方で、全体会合が月に1回でございまして、今日ご説明させていただいた案件について、これを今回の全体会合で説明させていただいた理由というのは、今後3月には案件をスタートさせなければいけないという状況であるため、ご説明したわけですが、1番、2番の案件については、その緊急性についてご理解いただけた委員の方もいらっしゃる様で、緊急時の措置について適用をしていくということでご理解を得られたということでしょうか。

○村山委員長 あくまで報告ですので。

○河添 そうですね。報告ということですので。

○村山委員長 今日の議論は協議ではないので。ですから報告なので。

○河添 わかりました。そこはそういう整理で。

○村山委員長 今日、委員の方から出していただいたご意見をもとに、ご検討ください。

○河添 ご意見をこちらのほうが斟酌しながらということですね。

○村山委員長 もう一度説明する必要があるとお考えであれば、していただいていいと思います。

○河添 わかりました。ちょっとこちらのほうもつかえるものがあつたので。

では、そういう理解で進めさせていただきます。ありがとうございました。

では、すみません。アジェンダを繰り返して申しわけございませんでした。次回のスケジュールは4月9日、15時半からということで、どうぞよろしくお願いいたします。

○村山委員長 では、今日の委員会はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

午後6時26分閉会